報告第１０号

新市まちづくり計画について

１．新市まちづくり計画策定にむけた今後のスケジュール

【別紙資料１のとおり】

２．新市まちづくり計画策定委員会報告

【別紙資料２のとおり】

資 料 1

新市まちづくり計画策定にむけた今後のスケジュールについて

Ⅰ．新市まちづくり計画にかかる協議予定

日程		協議会	住民対応	滋賀県対応
10 月 30 日	木	第４回：計画素案報告・協議		
		↓ 意見募集		
11 月 10 日	月	計画素案への意見締切		
11 月 17 日	月	新市まちづくり計画策定委員会 計画素案への修正意見の取り扱い 協議		
11 月 27 日	木	第５回：計画素案修正報告 協議・確認		
12 月上旬				事前協議
12 月 11 日 ～19 日	木～金		シンポジウム 11(木) 八日市市 12(金) 五個荘町 13(土) 湖東町 14(日) 愛東町 19(金) 永源寺町	↓
			↓	
12 月 25 日	木	第６回：シンポジウム結果報告 住民意見報告	意見募集	
			↓	
1 月中旬			住民意見募集締切	事前協議回答
1 月 29 日	木	第７回：住民意見報告 県事前協議結果報告 計画素案修正報告・協議		
2 月 26 日	木	第８回：計画案提案		正式協議
				↓
3 月下旬				正式協議回答
3 月 25 日	木	第９回：計画案協議・確認		

Ⅱ．シンポジウム（住民説明会）の開催について

1．趣旨　　新市建設計画素案ならびに合併協議の進捗状況を説明するとともに、合併協議に住民の意見を反映させることを目的に開催します。

2．主催　　合併協議会・各市町

3．日程

期　日		時　間	市町名	会　場
12 月 11 日	木	7 時 30 分～９時頃	八日市市	県立文芸会館
12 日	金	同上	五個荘町	生涯学習センター
13 日	土	同上	湖東町	農村環境改善センター
14 日	日	同上	愛東町	文化センター
19 日	金	同上	永源寺町	産業振興会館

4．主な内容

① 開会行事　・あいさつ（会場市町長）
② 説　　明　・新市まちづくり計画内容および協定項目の調整状況について
③ パネルディスカッション
　　・新市のまちづくりの夢や希望などについて
　コーディネーター１名（学識経験者）
　パネリスト３名程度　（各市町長・合併協議会委員
　　・新市まちづくり計画策定委員会委員）
④ 質疑応答

5．住民の意見の把握方法について
①シンポジウムにおける質疑応答
②シンポジウム会場での意見用紙の配布、回収
③説明資料を全戸に配布後、無料はがき・インターネット等で意見を募集

6．住民意見の取り扱いについて
　住民のみなさまからいただいた意見については、１２月及び１月協議会において概要を報告するとともに、１月協議会では、意見に対する計画への対応結果を報告する予定としています。

資 料 2

新市まちづくり計画策定委員会報告

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町

新 市 ま ち づ く り 計 画
（素案）

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町
新市まちづくり計画
～　目　次　～

序　論　1

１．計画策定の意義と必要性　1
２．住民を取巻く状況とこれからの行政運営　2
３．新市の概況　4
４．主要指標の見通し　7

第1章　住民の意向　8

１．アンケートにみる住民意向　8
２．新市まちづくり計画策定委員会によるまちづくりの議論　12

第2章　新市まちづくりの基本方針　17

１．新市の将来像　17
２．まちづくりの基本的な方向　19
３．新市の都市構造　21

第3章　新市の施策　23

１．施策体系　23
２．基本施策　24
３．市民と行政の協働によるまちづくり　37
４．県事業の推進　40

第4章　公共的施設の統廃合　41

第5章　財政計画　42

１．前提条件　42
２．財政計画　44

参考資料
用語の説明　45

序　　論

１．計画策定の意義と必要性

（１） 計画の意義と目的

滋賀県の南東部、愛知川の上中流部に位置する八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の１市４町は、地理的・歴史的一体性から、日常生活においては行政圏を超えて住民の交流が活発に展開されています。

今日、国・地方を通じ極めて厳しい財政状況にあるなかで、少子高齢化の進展や国際化に伴う産業構造の変化、住民の日常生活圏の拡大、生活の成熟化を背景に、地方自治体は、地方分権への対応や行財政改革の推進などが不可欠となっています。

八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町の１市４町は、こうした社会情勢に対応していくため、合併により、地域の特性を活かした新たなまちづくりに取り組むことを目指しています。

新市まちづくり計画（市町村の合併の特例に関する法律に基づき作成する「市町村建設計画」）は、こうした１市４町の合併後の新しいまちづくりを進めるための基本方針を定め、その実現を図ることにより、１市４町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図っていくために策定するものです。

（２） 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針とそれを実現するための主要事業、公共的施設の統廃合、財政計画を中心として構成されます。

（３） 計画の期間

本計画は、合併が行われた日の属する年度及び、これに続く１０年間を計画期間とします。（平成１６～２６年度）

２．住民を取巻く状況とこれからの行政運営

新しいまちづくりを考えるにあたり、次のような社会潮流が、なお一層強まるものと考えられます。この社会潮流に対応する行政運営に対する考え方を以下に整理します。

(２)　日常生活圏の拡大

昭和の大合併から約 50 年、当時は電話や車を持つ人もほとんどなく、買い物や通勤通学も近くで済ませましたが、現在では、各家庭には何台もの車があり、遠距離の通勤や通学も珍しくありません。情報化や国際化が進展する中、生活様式の変化に伴う住民の活動範囲は、５０年前に合併で出来上がった行政の範囲を大きく越えることとなりました。

１市４町においては、歴史的にも密接な関係があり、現在も、通勤通学動向や買い物動向など、強い繋がりを持っています。今後、様々な分野において住民ニーズが高まってくる中、１市４町が一体となって行政サービスを提供することにより、より利便性が高く効率性の高い行政運営を進めることが可能になると考えられます。

(３)　地方分権の推進

地方分権の推進に伴い、市町村は、自らの判断と責任で、それぞれの地域における様々な行政課題を解決し、多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応することが求められています。

そのためには、市町村の行財政基盤を充実、強化するとともに、職員の専門性を高め、政策立案能力や事務処理能力等の向上を図り、新たな住民ニーズにも対応できる、信頼される自治体を再構築していくことが求められています。

(４)　少子高齢化

平成 12（2000）年の日本の総人口は 1 億 2,693 万人ですが、平成 18（2006）年をピークに以後人口減少過程に入り、50 年後には 1 億人程度になるものと予測されています。

生活様式の多様化や子育てを取り巻く環境が大きく変化したことなどから、晩婚化や子どもを産まない女性が増え、出生率が 1.32 に低下しています。一方、老年人口は急速に増加し、平成 26（2014）年には４人に１人が、また、５０年後の平成 62（2050）年には、2.8 人に１人が 65 歳以上になるものとみられ、経済を支える生産年齢人口が減少する一方で、医療や年金等社会保障経費が増加することが考えられます。

このように急速な少子高齢化社会に対応するため、効率的で専門性の高い行政サービスを提供していくことが求められています。

(５)　市民参加のまちづくり

価値観の多様化や少子高齢化に伴い、より一層、きめ細かな住民サービスのニーズが高まっていますが、これまでの行政主導の解決策には限界があります。行政だけが公共サービスを担ってきたこれまでの社会システムを見直すとともに、まちづくりの主役は、市民であることを認識して、市民が自主的、主体的に活動することが、より豊かな地域社会を形成するかぎとなります。

そのためには、市民と行政がお互いの役割を自覚し、連携・協力して協働の関係（パートナーシップ）を築きながら、地域のまちづくりを進めていくことが求められています。

(６)　厳しい財政状況

バブル後の景気対策として国の経済対策による公共投資等を行った結果、借金である地方債が大幅に増加しました。その後も景気回復が思わしくなく、税収が落ち込んだ状況が続いており、地方財政は非常に厳しいものとなっています。

国の財政も同様に厳しく、国庫補助金の削減・地方交付税の削減・地方への税源委譲等、いわゆる三位一体の議論がされており、国の財政的支援に依存しない、自立しうる自治体の創造が求められています。

そのためには、行政のスリム化や効率的な行政運営、住民とのパートナーシップによるまちづくりを進めていくことが求められています。

３．新市の概況

(１)　位置と地勢

新市は滋賀県の南東部に位置し、京阪神と中京圏との中間にあたります。北に愛知川町、秦荘町、多賀町、南に竜王町、蒲生町、日野町、土山町、西に近江八幡市、安土町、能登川町と接しており、東は三重県との県境となっています。

地形は東西に細長く、東部に御池岳、藤原岳など､鈴鹿山系の 1,000mクラスの山々が連なっており、ふもとに向かい豊かな自然に恵まれたなだらかな丘陵地が広がっています。

また、愛知川等の流域圏に平地が広がり、美しい田園風景を形成しています。

新市の総面積は約 317ｋ㎡で、県総面積の８％を占めていますが、地目別にみると、山林が４割、農地が２割（田 18％、畑 1.5％）となっており、宅地は５％となっています。

図　新市の位置

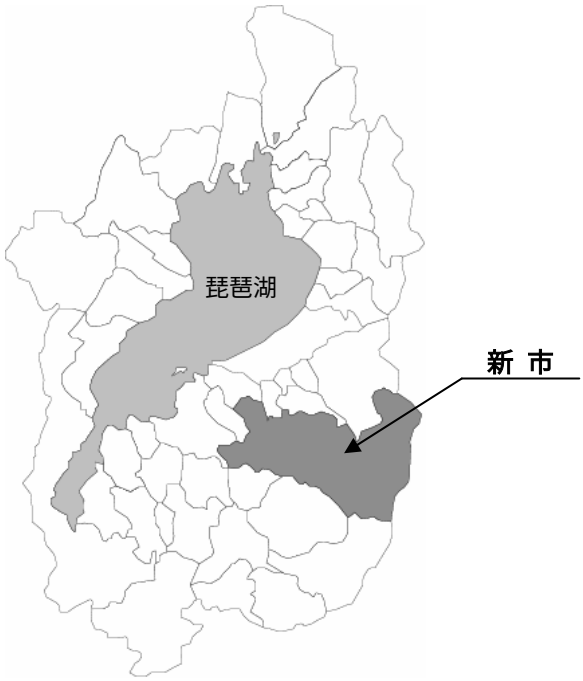

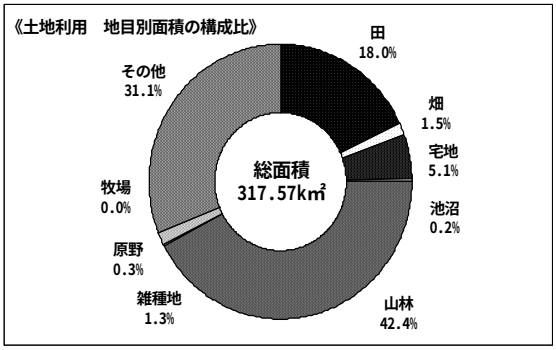

(２)　交通体系の状況

道路網については､名神高速道路･八日市インターチェンジをはじめ、国道８号、国道 307 号、国道 421 号などが広域幹線網を形成しています。

公共交通については、鉄道では、近江鉄道が地域の中心部を通っており、八日市駅と近江八幡駅の間を約 15 分、貴生川駅、米原駅との間をそれぞれ約 35 分で結んでいます。バスは、私鉄バスおよび巡回バスなどの公営バスが運行されています。

(３)　歴史文化

新市は万葉の時代から、蒲生野に伝わる歴史ロマンや全国に広がる木地師発祥の地として有名であるとともに、中世以降は市場町や門前町として、また交通の要衝地として栄え、近世には近江商人の活躍が見られるなど、それぞれの地域において、積み重ねられた豊富な歴史文化を誇っています。

こうした歴史文化を背景に、現在でも伝統的な行事や歴史資源を活用したまちづくりや市民活動が展開されています。

(４) 人口・世帯数の状況

② 人口世帯数の推移

平成 12 年の国勢調査によると、新市の人口は 77,362 人で、世帯数は 24,156 世帯となっています。平成 7 年に比べ、人口で 2.1%、世帯数で 7.7%の伸び率で増加しているものの、滋賀県全体（人口 4.3%、世帯数 11.4%）と比較すると伸び率は低くなっています。

図　人口・世帯数の推移

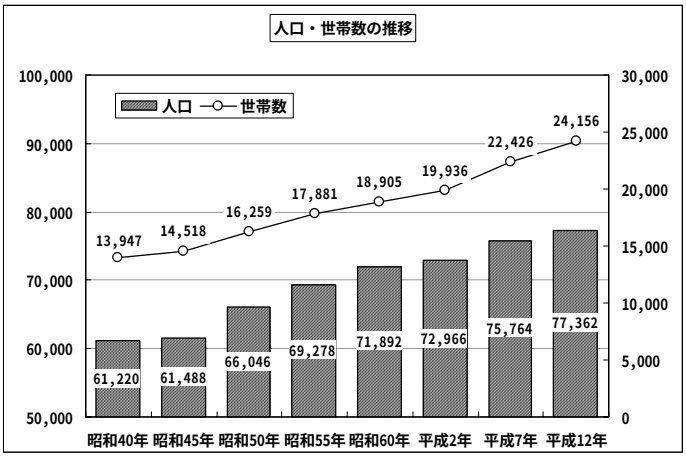

③ 人口の動き

年齢階層別人口比率は、平成 12 年国勢調査では、0～14 歳が 15.8%、65 歳以上が 19.7%となっており、滋賀県全体（0～14 歳 16.4%、65 歳以 16.1%）の平均よりもかなり少子高齢化が進んでいます。

人口動態をみると、社会増減では、転出が転入を上回る年があるものの、自然動態では、ここ 10 年間毎年 200 人程度の自然増が続いています。

さらに、人口流動をみると、買い物の状況については、八日市市と五個荘町では、自分のまちの割合が一番となっていますが、その他のまちでは八日市市が一番となっています。

また、通勤･通学の動向については、各市町とも自分のまちが一番になっていますが、その次に多いのは、八日市市以外のまちではいずれも八日市市となっています。

図　平成 13 年 消費購買の動向

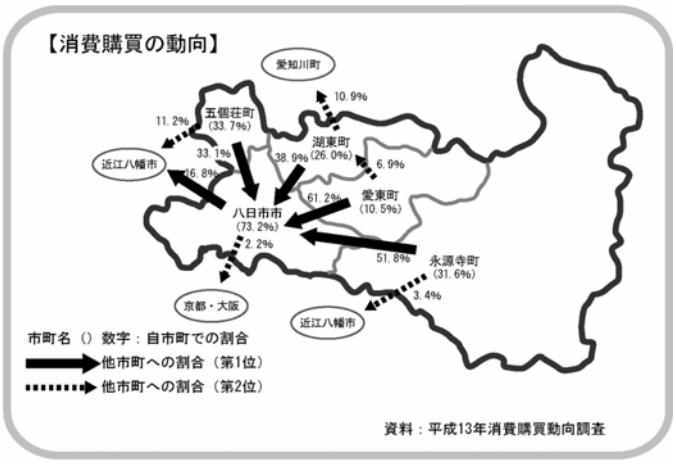

図　平成 13 年 通勤通学の動向

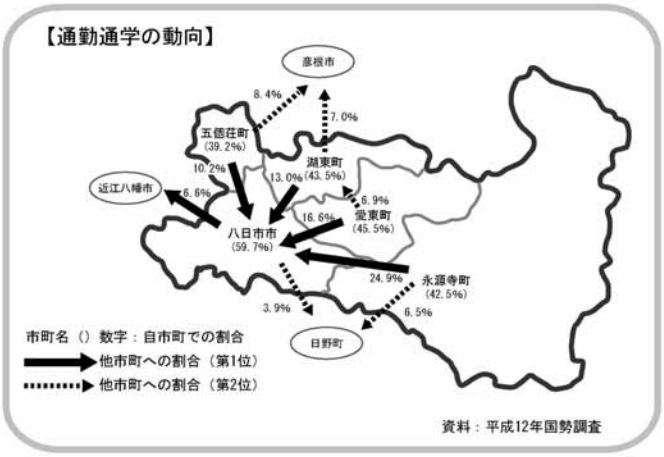

(５)　産業の動向

①　事業所数・従業者数

産業別事業所数をみると、７割近くが第３次産業、３割を第２次産業が占めています。一方、従業者数では、半数以上を第２次産業が占めています。近年、各産業とも、事業者数、従業者数が減っています。

②　農業

総農家数は減少を続け、平成 12 年では 4,413 戸となっています。その内、第２種兼業農家が 78%を占め、専業農家は５%です。また、農業の粗生産額も減少し、平成１２年では約 88 億円で、県全体のうち、11.8%を占めています。近江米の稲作を中心に近江牛ブランドの畜産など、農業は主力産業として地域経済を支えてきました。近年は、野菜や果樹、花卉などの栽培も広がっています。

③　工業

名神インターチェンジ近辺や周辺工業団地に大規模な製造事業所が集積し、内陸工業地を形成していますが、近年の状況を見ると、従業者４人以上の製造業の事業所数は、減少しており、平成 12 年では 335 事業所となっています。しかし、製造品出荷額等は、事業所の減少にも関わらず、平成２年の 3,780 億円から、平成 12 年には 4,629 億円に増加していています。

④　商業

古くから市のまちとして商業集積をしてきましたが、近年商店数は減少を続け、平成 11 年には、1,175 店舗になっています。しかし、郊外型の大規模小売店の進出もあり、年間商品販売額については、平成３年の 1,823 億円から平成 12 年では 1,919 億円と増加しています。

図　滋賀県に占める農業粗生産額

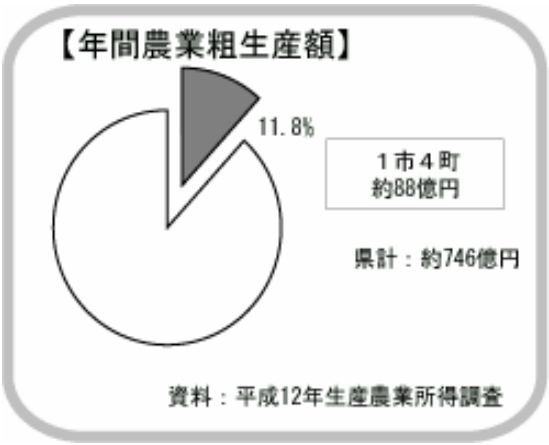

図　滋賀県に占める製造品出荷額

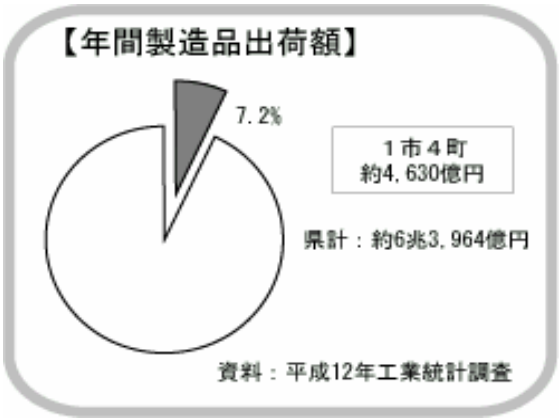

図　滋賀県に占め年間商品販売額

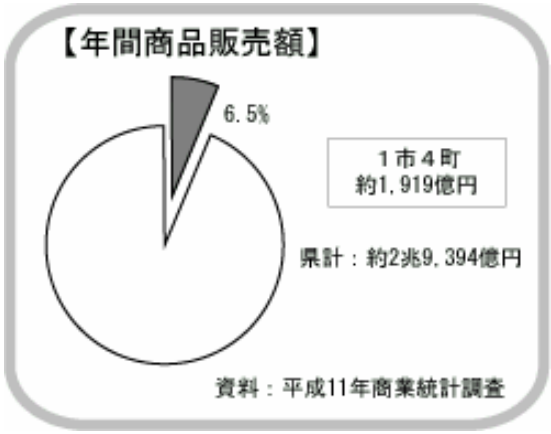

４．主要指標の見通し

(１)　人口

新市の人口は、これまで増加を続け、平成 12 年 10 月現在（国勢調査）で 77,362 人となっています。しかし、現状の人口動態が続くと仮定して、今後の人口を推計すると、平成 22（2010）年頃にピークを迎え、その後減少傾向に転化すると推計されます。

新市発足後に、地域産業の活性化や定住化の促進策を進めることにより、合併１０年後には、おおむね 80,000 人になると見込んでいます。

また、高齢化率についてみると、平成 12 年現在、18.4%となっていますが、平成 27（2015）年には 23.5%程度になると想定されます。

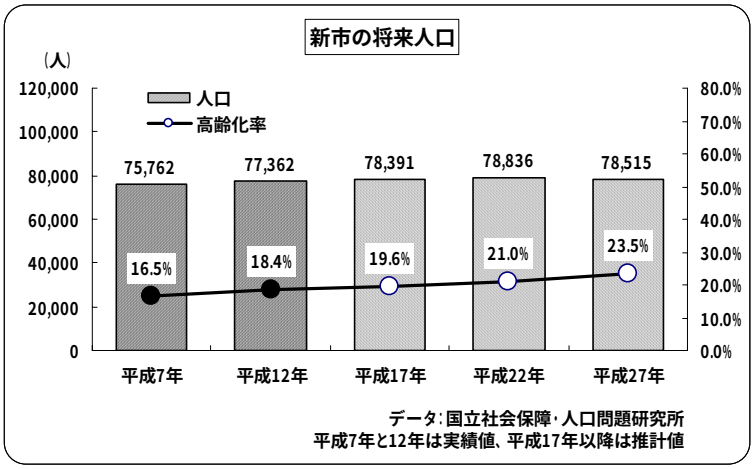

(２)　世帯数

新市の推計人口と、世帯当りの人口の推移から、平成２７年の世帯数は、約 29,000 世帯となるものと想定されます。

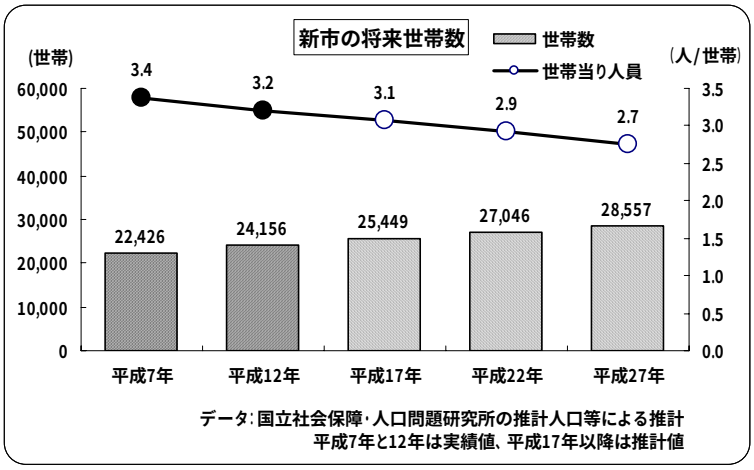

第１章　住民の意向

１．アンケートにみる住民意向

新市のまちづくりへの意見や提案等についての意向を把握するため、１市４町の 15 歳以上の住民を対象とした「住民意識調査」および中学３年生に該当する年齢の住民を対象とした「中学生意識調査」の２種類のアンケートを実施しました。そのうち、新市への期待などについては、以下のような結果を得ています。

（１）　新しいまちの特徴について（住民意識調査）

新しいまちに望む将来イメージについては、《犯罪や事故の防止が徹底され、災害に備えのある、安全で平和なまち》が 36.6%で最も多く、次いで《児童・高齢者・障害者などの福祉が充実し、安心して生活できるまち》の 35.0%となっています。さらに、《道路や公共交通、公園や上下水道など、都市的基盤が整ったまち》、《医療の充実や健康づくりに取り組む、健康でいきいきとしたまち》と続いています。

《新しいまちの将来イメージ》

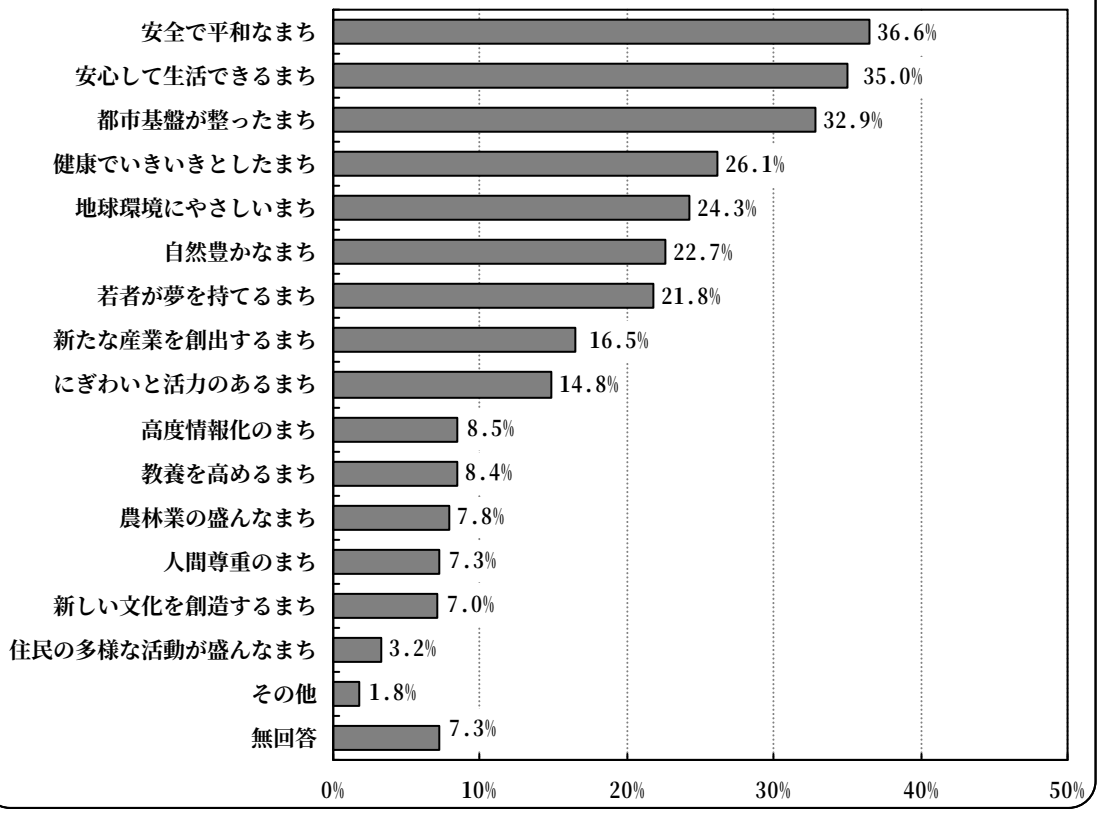

（2） 新しいまちで優先的に取り組む施策について（住民意識調査）

新しいまちができた時に重点的に取り組むべき施策については、《医療施設や救急体制の充実》が 38.8%と最も多く、次いで、《高齢者福祉･介護サービスの充実》30.8%となっており、「福祉･保健･医療」の施策に取り組むことが望まれています。

また、《ゴミ処理やリサイクル対策の充実》の環境面、《雇用対策の充実》の産業面、《学校教育の充実》の教育面、《生活道路の整備》や《公共交通の充実》の都市基盤の面への施策も望まれています。

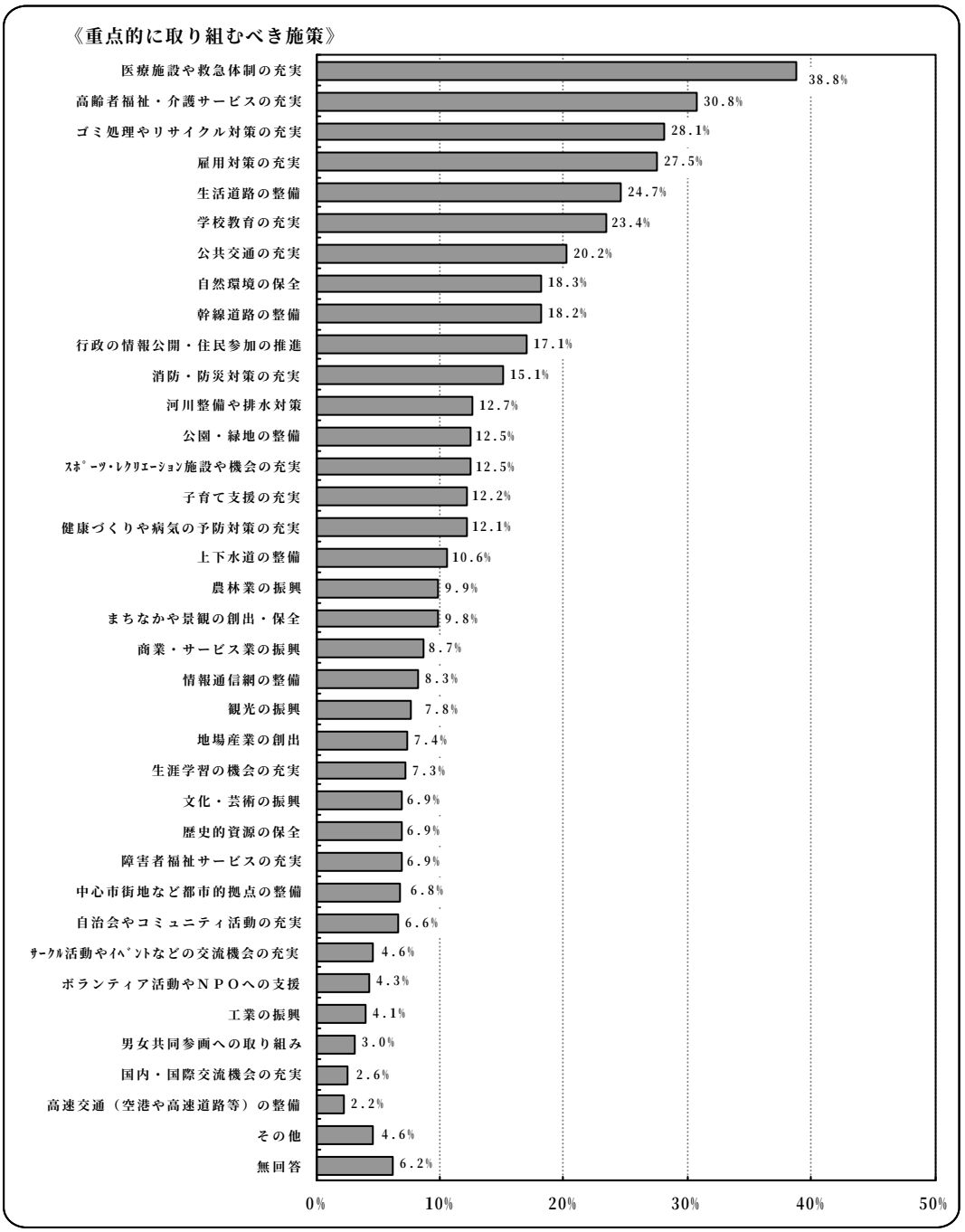

（3） 新しいまちの運営で留意すべきことについて（住民意識調査）

合併した場合の新市を運営していく上で、特に気をつけなければならないこととして、《税金や料金の負担が高くならないこと》を７割以上の方が望んでいます。

次いで、《中心部と周辺部に、地域格差が生じないこと》を４割の方が望んでいます。

さらに、《住民の声が届きにくくならないこと》33.5%、《役所のきめ細かなサービスが低下しないこと》32.7%などとなっており、住民の負担が多くなることや、住民へのサービスが低下することへの懸念、住民の声が届かず、地域に格差が生じることなどが無いように新市の運営をしていくことを望まれています。

《新しいまちの運営で留意すべきこと》

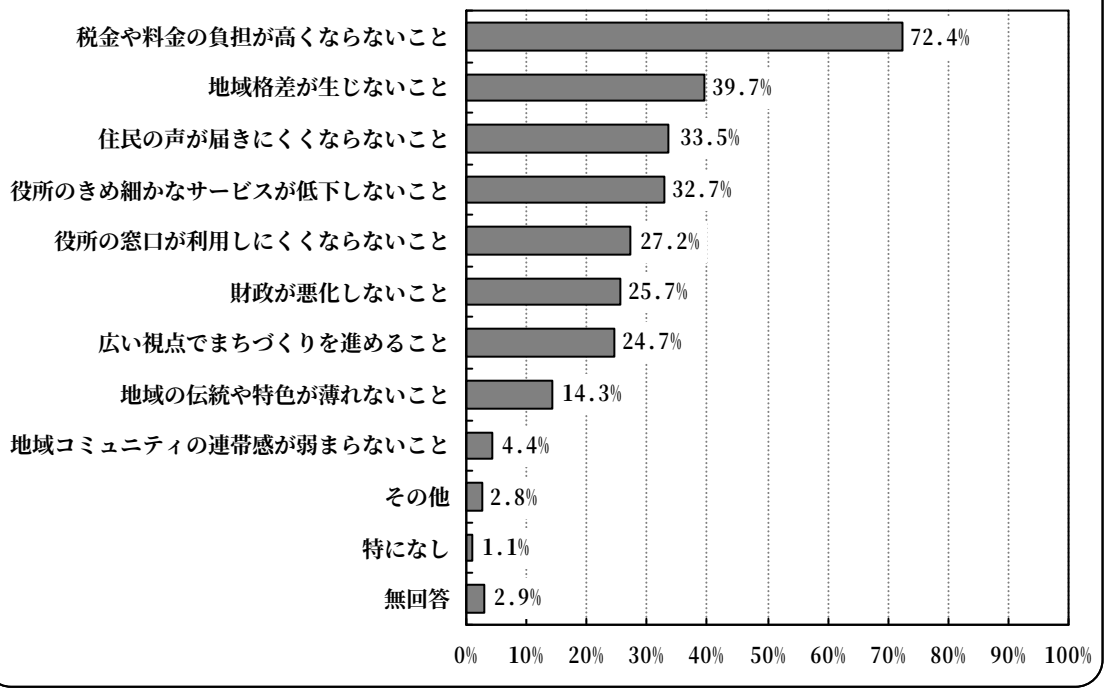

（4） 新しいまちに期待すること（中学生意識調査）

「ずっと住み続けたいまち」にするために、56.６%と半数以上の方が《買い物や食事を楽しめる場所の多いおしゃれなまち》を望んでいます。

次いで、45.2%と半数近くの方が《道路や公園などが整備され、バスや鉄道などが利用しやすい便利なまち》を望んでいます。

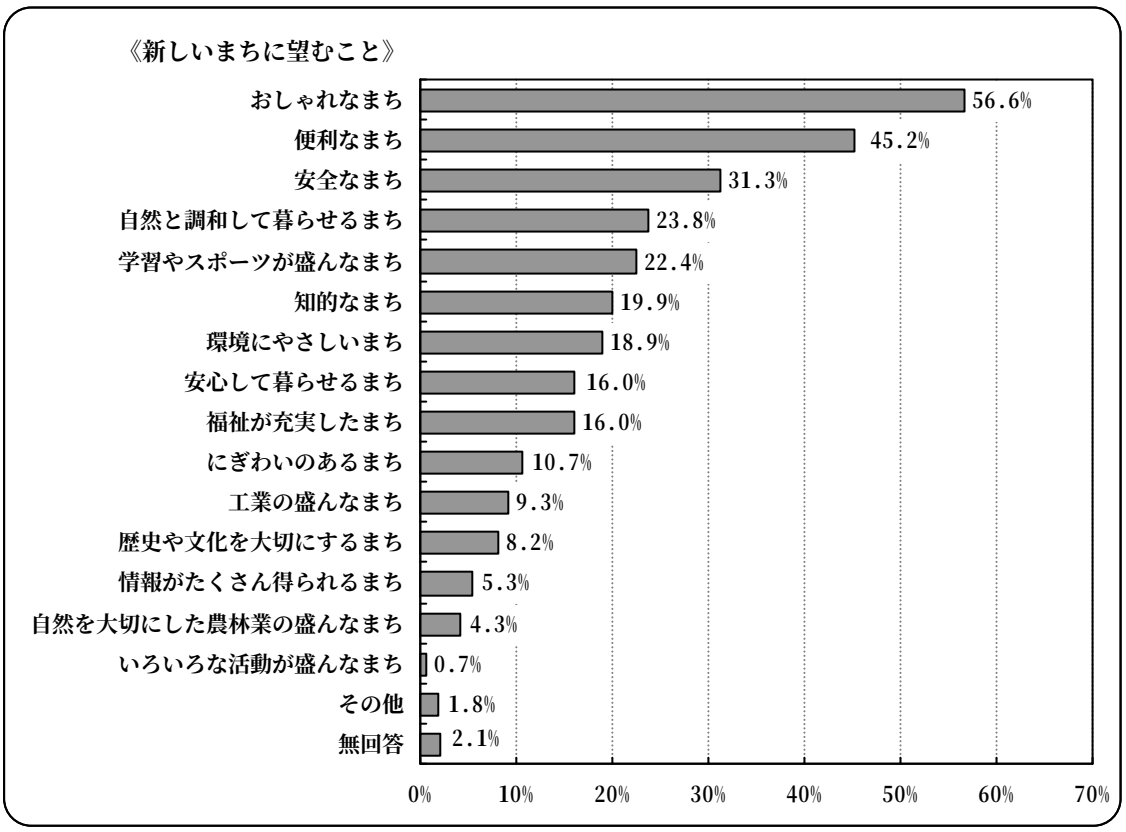

２．新市まちづくり計画策定委員会によるまちづくりの議論

（１） 新市まちづくり計画策定委員会の取り組み

新市まちづくり計画策定委員会は、八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の附属機関として、「新市まちづくり計画」の調査及び審議を行うために設置されました。

策定委員会は、協議会から選出された委員１０名と住民からの公募により選出された委員１８名、学識経験者２名の計３０名で構成され、新市全域にわたる広い視野に立ち、発展的かつ積極的に意見や提案をいただきました。

同委員会では、平成１５年７月から月２回のペースで議論を進め、まちの現状把握や課題の抽出、１市４町のタウンウォッチングなどからはじめ、新市のまちづくりの方向性などについて議論を重ねました。

その中で、新市のまちづくりを検討する上でのグループテーマとして、【情報ネットワーク】【愛知川】【地場産業】【観光・交流】の４つを選び、それを切り口として将来のまちづくりの夢を描いてみました。

さらに、こうした議論を踏まえ、新しいまちづくりの基本理念や将来像、６つの課題分野によるまちづくりの基本的な方針などをとりまとめ、新市まちづくり計画の素案として合併協議会に報告をいたしました。

（２） まちづくり提案

新市まちづくり計画策定委員会の議論の中で検討された、４つのテーマから見たこれからのまちづくりへの夢・提案は、次のページ以降のとおりです。

テーマ：情報ネットワーク

『いつでも、どこでも、情報が暮らしに生きるまちづくり』

《提案の考え方》

インターネットの普及やテレビの地上波デジタル放送の開始など、情報化が日々進み、世界のあらゆる情報が、自宅にいながら手に入れることができるようになっています。このように社会の情報化が進むことにより、企業活動は言うに及ばず、教育、福祉サービスに至るまで、私たちの日常の暮らしはめまぐるしく変わっています。

このような情報化は、世界に情報発信するといったことだけでなく、身近な情報をこれまで以上にたくさん知ることができるようになったり、人びとの交流が深まることで、近くの商店街が活性化したりといった身近なところでの活用が期待されます。

そのため、簡単に情報を発信したり受信したりすることができる地域の情報網の充実と、私たちが自ら積極的に情報を発信する仕組みを地域でつくり、暮らしの中に活かしていくことを提案します。

策定委員会の考えるまちづくりの提案

地域全体の情報ネットワーク網づくり

◇現在、湖東町で展開されている CATV（ケーブルテレビ）のネットワークを拡大し、新市全体の家庭を結ぶ情報ネットワークを構築するとともに、様々な公的施設や商業施設などを結ぶ情報基盤を構築することを提案します。

- CATVネットワーク網の新市全域への拡大
- あらゆる施設のネットワーク化による利便性の向上
- ＩＰ電話（インターネットを使った音声電話）による市内の通話料金の無料化
- 各種広報や地域情報紙などの情報との役割分担と連携
- これまでの隣近所の人と人とのふれあいを大切にした情報ネットワークづくり

情報による新たな地域産業の創出

◇情報が増大するとともに、わかりやすい情報提供のため、情報を編集・加工する等、まちの情報に携る人材の育成を進めるとともに、手軽に情報の受発信ができる環境を活かした、新たな地域産業づくりを行うことを提案します。

- 地域の情報ネットワークや、地域情報発信のための人材の育成
- まちの情報網を活かした新たな事業おこしの支援
- 在宅勤務やサテライトオフィスの支援やサテライト大学の誘致

※サテライトオフィス：情報網で繋がった都市周辺部の事務所

※サテライト大学：まちなかに設置した大学の研究室等

効率的でスピーディーな電子自治体づくり

◇窓口サービスの迅速な対応や効率的な行政運営のために、行政内部の情報化を一層進め、パソコンとインターネットによる電子自治体を確立していくことを提案します。

- 市内各地の拠点や自宅でも、行政サービスを受けることができる迅速に対応する電子自治体の確立
- 情報網を活かした利用者重視の行政サービス向上
- 行政の情報公開、広報公聴の充実

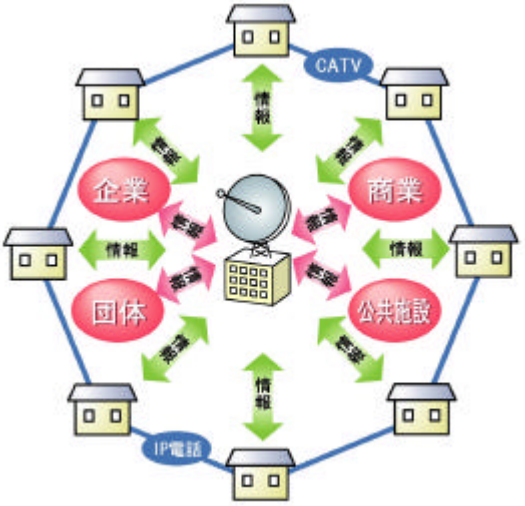

自宅で医療などのサービスを受けることができる仕組みづくり

◇高齢化が進み、福祉や医療に対するニーズは一層高まると予想されます。そこで、情報網を活用して在宅でも医療サービスなどを受けられる仕組みづくりを提案します。

◇また、市域が広がることにより、これまで隣まちであった人も同じまちの住民となります。そこで、テレビ電話や電子会議室などを活用し、地域間や学校間など様々な場面で交流できる仕組みづくりを提案します。

- テレビ電話による在宅問診サービスの仕組みづくり
- ネットワークを活かした高齢者安否確認サービスの仕組みづくり
- インターネットによる市内小中学校の一斉授業の開催
- インターネットによるまちづくり市民会議の開催

地域情報を収集・編集加工・発信する情報センターづくり

◇情報網の充実により、情報が氾濫してくることも予想されます。そのため、氾濫する情報を収集、整理し、市民が容易に情報にアクセスできる仕組みをつくるとともに、より身近な情報を発信するまちの情報センターづくりを提案します。

- ネットワークの核となる公的な情報センターづくり
- きめ細かい地域情報や映像を発信する情報発信センターづくり（まちのテレビ局づくり）
- 住民参加による情報発信
- コミュニティＦＭなど簡易な地域情報発信拠点づくり

※コミュニティＦＭ：受信範囲の小さな地域のＦＭ放送

テーマ：愛　知　川
『愛知川をシンボルとした水と緑のまちづくり』

《提案の考え方》

１市４町が合併すると、新市の真ん中を流れる愛知川は、まちを形づくる重要な軸となります。また、新市の特徴である豊かな自然環境を、新市のどこからでも身近に感じる場所となります。

そこで、愛知川をシンボルとして、次代にもこの豊かな自然環境を残していくための積極的な保全活動を行うとともに、私たちの暮らしの中で身近に感じる憩いの場所などとして活用することを提案します。

策　定　委　員　会　の　考　え　る　ま　ち　づ　く　り　の　提　案

愛知川の愛称づくり

◇まちのシンボルとして、地域の豊かな自然環境を PR する場として、市民の憩いの場として、市民が親しみを感じることができるよう愛知川の愛称づくりを提案します。

- 愛知川の愛称の公募
- 愛称を活かしたイメージアップの展開
- ロゴマーク（図案）キャラクターづくり

水と緑のネットワークづくり

◇新市には、小河川や水路、湧水や溜め池など多くの水辺があります。また、永源寺の森林や河辺林、広大な農地や、鎮守の杜、里山など多くの緑が広がっています。これらの水辺や緑のポイントを結び、市民や観光客が楽しみ、鳥や昆虫なども生息できる水と緑のネットワークをつくることを提案します。

- いつでも水の流れる川づくり
- 水辺と緑の保全とネットワークづくり
- 愛知川とまちなかの水辺を活かした水に親しむ場づくり
- 学校や公共用地におけるビオトープ（生物が暮らせる森、池、畑などの自然）づくり
- 雨水利用や宅地の緑化など、自宅での水と緑に配慮した暮らしの展開

新たなまちのシンボル軸づくり

◇水と緑の軸として保全するとともに、国道８号から鈴鹿の山までを結ぶ、堤防道路を中心とした全市を縦貫するシンボル軸を提案します。また、愛知川を中心としたあらゆる交流を高めるため、愛知川両岸を結ぶための連絡軸の形成を提案します。

- 河川堤防道路による新市を貫くシンボル軸づくり
- 河川敷での日本一長い遊歩道づくり
- 愛知川両岸を結ぶ新たな橋による連携軸づくり

身近な自然環境を守り育てる

◇愛知川は、まちに潤いを与えているほか、周囲の河辺林が緑豊かな空間をつくっています。この身近で豊かな自然環境を、私たちが自ら守り育てることを提案します。

- 自然を保全する場と活用する場の明確化
- 周囲に広がる河辺林の保全･管理
- 河川にゴミを捨てない運動や市民一斉清掃等の展開
- 流域の上流と下流の子どもが一緒に環境を学び、守り育てる環境学習の開催
- 都市部住民との流域間の保全交流の開催

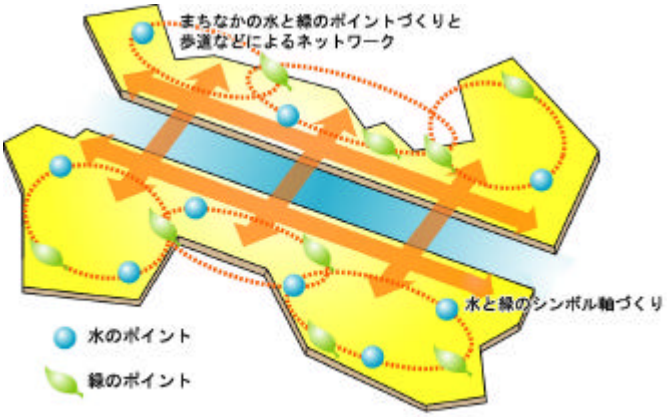

豊かな自然の活用

◇愛知川を、身近で豊かな自然環境の場として保全するとともに、私たちの憩いの場、レクリエーション、スポーツの場、また、まちのイベントの場として、さらに観光の場として、積極的に活用していくことを提案します。

- 全市の統一イベントの場としての活用（一斉花火大会の開催、大凧まつりの拡充等）
- 桜や紅葉など四季折々の愛知川を楽しむ仕掛けづくり
- 川沿いの各種施設の遊歩道などによるネットワーク化
- 豊かな自然の中で心と体を鍛える健康・スポーツの場づくり
- 周辺の環境に応じた各種施設の展開とネットワーク化
- 観光交流などの産業資源としての活用
- 環境教育の場としての活用

テーマ：地　場　産　業
『まちの資源を活かした地産地消のまちづくり』

《提案の考え方》

新市を活力のあるまちとしていくためには、農林業、商業、工業、観光業など、既存の地場産業を活性化していくとともに、新たな産業を生み出していくことが必要です。また、就労の場や、高齢者などが積極的に社会参加でき、誰もが元気に働くことができる地域をつくっていくことが必要だと考えられます。

そのため、この地域の特徴である豊かな自然環境や田園環境、歴史・文化資源などの地域資源を有効に活用して各産業の付加価値化を進めるほか、地域内の産業連携などによる地産地消型産業の振興・育成等を図っていくことを提案します。

策　定　委　員　会　の　考　え　る　ま　ち　づ　く　り　の　提　案

新たな市民ニーズに対応する コミュニティビジネスづくり

◇少子高齢化の進展、環境意識の高まり、情報化の進展により、介護や子育て、環境保全や情報のデザイン化など、新たなサービスへのニーズが高まっています。このような新たなニーズに対応するコミュニティビジネスを積極的に支援し、新たな雇用の創出などを進めることを提案します。

- 介護や配食サービスなどの福祉ビジネスの展開
- 観光ガイド、山歩きインストラクターなどの観光ビジネスの展開
- 情報の編集・加工などの情報ビジネスの展開
- 生産・販売・消費からリサイクル・リユース（再利用）の循環型社会に向けた新産業の展開
- 新たなベンチャー育成に向けた産官学の連携

※コミュニティビジネス：地域で人と人との交流を進める事業

地域の特性を活かした 新たな産業づくり

◇新市は豊かな自然や自然体験拠点のある自然レクリエーションの地として、また質の高いスポーツ施設を有した地域として知られています。また、健康に対する意識の高まりの中で、安全な農産品に対するニーズが高まっています。そこで、これらの資源を活用しながら、健康づくりに向けた総合的なサービスを提供する地域として、新たな産業づくりを提案します。

- 自然体験施設、農業体験施設など、体験型交流産業の創出（修学旅行などの場としても活用）
- 温泉によるリハビリ医療の場づくり
- 豊かな自然と地域農業を活かした健康増進の拠点づくり
- 豊かな自然と、市内のスポーツ施設を活かしたプロスポーツのオフシーズンのトレーニング拠点づくり
- 豊かな自然を活かした食品産業や健康産業の誘致・育成
- 京阪神・中京大都市圏への交通利便性を活かした産業の創出

まちに出かけたくなる 商業の活性化

◇新市は、古くから市（いち）が開かれ、多くの人が訪れる場として栄えていました。今も地域の商業地として多くの商業が立地しています。そこで、まちの商業の活性化に向け、商業だけでなく、市民の楽しみの場としての機能提供や、新たな事業者がチャレンジできる仕掛けづくりなど、人が行き交う商業地づくりを提案します。

- 若い人が行き交い、新しい出会いが期待できる機能などをもつ魅力的な商店街づくり
- 新たな事業者を生み出すチャレンジショップの展開
- 駅前、本町、金屋商店街を結ぶ、歩いて楽しめる商店街づくり
- 地域の農業と連携した地産地消の販売拠点づくり
- 商店街を流れていた川の復活など、観光も考えた商店街づくり

※チャレンジショップ：新しい事業者を育てるため、空き店舗などを、安い家賃で一定期間貸し出す事業

まちの特性を活かした 農業のブランド化

◇愛知川を中心に広大な農地が広がるなど、農業はまちの主要な産業です。この地域農業の安定的な経営に向けて、農業のブランド化をすすめていくことを提案します。

- 無農薬農法などによる安心安全な農産品づくり
- 地域の特性を活かした農産物のブランド化の推進
- 若者の就労の場としての農業法人づくり
- 鳥獣害対策など農業環境の向上

地産地消による 地域農業の活性化

◇食品の安全性などから、顔の見える農産品のニーズが高まっています。そこで、近くの生産者による農産品を、地域の人が手軽に購入できる地産地消型の農業を提案します。

◇また、生産を中心とした農業から、農産品加工などの第２次産業、流通・販売や体験農業などの第３次産業へと連携したアグリビジネス（１次×２次×３次＝６次産業化）への経営展開を図ることを提案します。

- 地域での消費拡大に向けた市内各地での朝市での販売
- 生産者と商店街等との連携による地場産八百屋の開店
- 新たな商品となる農産加工品の開発
- 自然資源をネットワークしたグリーンツーリズムなど観光交流の商品化

※グリーンツーリズム：都市住民が農山村で、農林業体験などを通じて地域住民と交流する体験型の観光

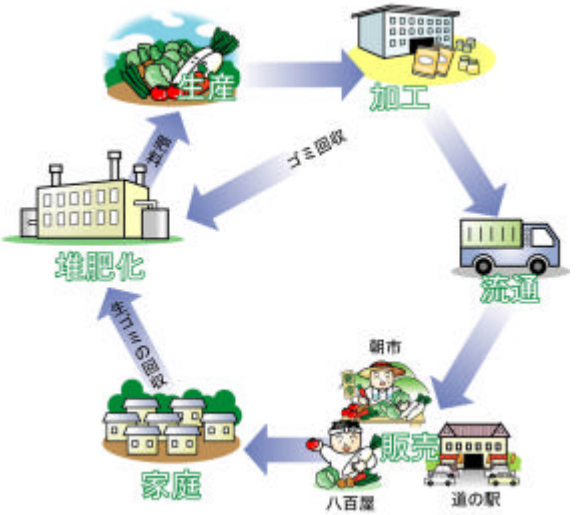

テーマ：観光・交流

『田園文化と歴史文化が織りなす魅力的な観光と交流の郷づくり』

《提案の考え方》

新市は、万葉の昔から「蒲生野」として知られ、今日も豊かで広大な田園的環境を有しています。その背後には鈴鹿山系の山並みが連なり、自然体験型レクリエーションの場として多くの来訪者を迎えています。

また、この地域には、近江商人屋敷のまちなみも残されているほか、鈴鹿山麓には永源寺や湖東三山の一つである百済寺等の古社寺があるほか、木地師発祥の地があるなど奥深い歴史を有する地域です。

このような豊かな田園文化と歴史文化を活かして、多くの来訪者を迎え入れることができる個性的で魅力的な観光と交流の郷づくりを提案します。

策定委員会の考えるまちづくりの提案

愛知川を軸としたアウトドア活動や環境学習の場のネットワークづくり

◇愛知川沿い上流域から中流域にかけて展開する多様なアウトドア関連施設や環境学習の場等の整備・充実を図り、連携を強化していくことを提案します。

- 上流域　→　鈴鹿山系の緑豊かな自然の中で、森林浴やキャンプを楽しむ自然の中で遊ぶ場づくり
- 中流域　→　河辺林の充実や河川敷の公園やため池等との連携などによる環境学習の場づくり

地域の資源や農林産物等を活かした特産品づくり

◇地域には豊富な資源や農林産物があり、それらを活用して特産品づくりが進められています。そうした経験やノウハウに磨きをかけて、いっそう魅力的な「売りもの」となる特産品づくりを進めていくことを提案します。

- 地域の農産物を活用した魅力商品や木地師の里としての木工品の企画開発
- 新たな温泉開発、魅力的な宿泊施設の整備等による地域の新しい売り物づくり

観光・交流を推進するひとづくり

◇観光・交流を進めていくには、それを支える「ひと」が必要です。これからの観光交流を牽引する「ひと」を増やしていく取り組みを提案します。

- 交流活動を牽引するリーダーづくり
- 魅力的な地域特産品を企画開発する人づくり
- 観光ガイド、農業体験、森林インストラクター等の養成
- 農協や観光事業者との連携による観光農業の展開
- 住民自らが地域の良さを発見し、愛着を持つための市民による地域資源探し

江州音頭、花火大会等の地域共同型イベントの開催

◇当地域では、江州音頭や花火大会等が各地区で行われていますが、多くの来訪者を迎えるまでには至っていません。地域の伝統的な祭りやイベントを地域共同で行う一大イベントにして魅力を向上させていくことを提案します。

- 愛知川沿いでの一大花火大会の開催
- 各地の盆踊りの連携（一斉開催、連続開催）
- 八日市での「観光市」の開催

田園地帯をめぐるグリーンツーリズムのネットワークづくり

◇地域内に広がる豊かな田園環境を活かしたグリーンツーリズムの地域づくりを提案します。

- あいとうマーガレットステーション、味咲館等の地域物産販売拠点の連携（商品の共通化・区別化）
- 田園地帯をめぐるカントリーウォーク（農村歩き）と農業・農産物加工体験の場づくりとネットワーク化

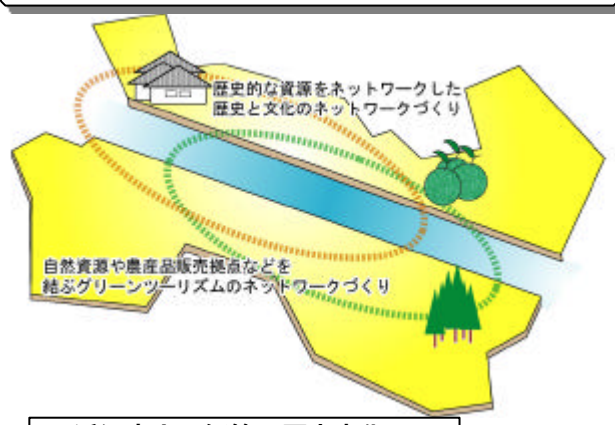

近江商人の郷等の歴史文化のネットワークづくり

◇五個荘は、近江商人の郷として、現在も商人屋敷が保存されています。また、当地域は万葉の昔より蒲生野として有名です。これらの豊富な歴史文化遺産を活用して、歴史文化のネットワークづくりを提案します。

- 五個荘金堂地区の近江商人屋敷や旧街道筋（御代参街道、中山道、八風街道等）のまちなみの保全
- 万葉の里としてのイメージづくり
- 聖徳太子ゆかりの歴史遺産の観光交流での活用
- 鈴鹿山麓等に点在する古社寺巡りのルートづくり
- 市域に残る近江商人に関する資源をネットワークした、近江商人のふるさとネットワークづくり

観光・交流を促進する公共交通の整備・充実

◇地域内の観光・交流を促進していくため、拠点間の連絡強化などを進める必要があります。そのため、地域内の道路網とバスなどの公共交通網の充実を提案します。

- 主要な観光拠点を巡る周遊バスや四季折々のテーマに合わせた周遊バスの運行
- レンタル自転車システムづくり
- 観光拠点間を連絡する道路網と駐車場の充実
- 近江と伊勢を結ぶ観光ルートづくり

第２章　新市まちづくりの基本方針

１．新市の将来像

市民一人ひとりが活き活きし、暮らし続けたいまちを創っていくためには、環境、教育、文化、福祉などの充実にとどまらず、市民が自分の暮らすまちに誇りを持ち、責任を持って積極的にまちづくりに参加することが必要です。

そこで、これからのまちづくりにおいては、市民と行政が役割分担しながら、一緒にまちづくりを進める“市民と行政の協働（パートナーシップ）”を基本的な考え方として、次のようなまちをめざします。

《地域が有する自然や歴史を大切にするまちをめざす》

新市は、鈴鹿の山々とそれを源流とする河川、広大な田園、里山といった豊かな自然環境とともに発展してきた地域です。

また、万葉のロマンや近江商人が築いたまちなみなど、各時代の歴史資源が各地に残され、現在も生活に息づいている、奥深い歴史と文化を有する地域です。

そこで、これまで守り育ててきた豊かな自然や歴史文化を、地域固有の財産として次代へ受け継いでいく、地域らしさを大切にするまちをめざします。

《暮らしの豊かさを実感できるまちをめざす》

新市は、多くの企業が立地したことや、地域商業が確立してきたことなどから、働く場や買い物、学ぶ場などが地域内で一定完結する自立した都市圏域を形成しています。

このような都市的な環境が整っている一方、身近に自然が広がり、ゆとりとやすらぎのある暮らしを送ることのできる地域でもあります。

そこで、この豊かな自然環境の中で、産業の活性化や生活基盤の整備などを図り、市民ニーズに対応した都市機能をバランスよく配置することで、市民の暮らしを支え、豊かさを実感できる、住み続けたいまちをめざします。

《心の豊かさがふくらむまちをめざす》

新市では、近年各地で、住民参加による歴史文化や環境、福祉分野などの特色あるまちづくり活動や生涯学習活動などが積極的に取り組まれており、多様な価値観に応じた自己実現を図る機会が拡大しています。

そこで、このような市民自らの手による多様な取り組みを支援することにより、安心な暮ら

しの中で、市民一人ひとりが輝き、多様なライフスタイルが実現できる、心の豊かさがふくらむまちをめざします。

《個性ある地域の連携による交流のまちをめざす》

新市は、交通条件や地域の自然資源・歴史資源などを活かし、地域それぞれに個性的なまちづくりを進め、にぎわいを生み出しています。

八日市の市街地は、古くから市がたつ商業のまちとして周辺から買い物客が訪れています。また、近年、五個荘のまちなみや、マーガレットステーション、鈴鹿の山なみを活かした自然体験施設など、地域資源を活かした取り組みにより、他地域から多くの観光客を呼んでいます。

そこで、これらの個性あるまちづくりを、交通基盤や情報基盤の整備によって地域間の連携を強め、多彩で魅力的なものに高め、市民交流や国内外の人々との交流によるにぎわいのあるまちをめざします。

以上のような、めざすべきまちの姿から、新市の将来像を次のように設定します。

みんなでつくる

うるおいとにぎわいのまち

（○○市）

２．まちづくりの基本的な方向

（１） 住民が主役となるまちづくり

豊かな自然と奥深い歴史・文化を有する新市は、これまでそれらの資源を活用しながら、地域独自のまちづくりを展開してきました。この独自性の高いまちづくりは、そこに住まい、活動する住民自身の手により培われてきたものです。

地方分権が進み、地域間競争が激しくなると予測される中で、より一層、地域の特性を活かし、ニーズに応じた地域らしいまちづくりを展開していくためには、住民自らが地域の歴史や伝統、文化などを再発見し、地域への誇りや愛着を持ちながら、地域づくりの中心となって活動していくことが不可欠となっています。

そのため、今後のまちづくりの展開にあたっては、一人ひとりが輝き、自らの能力を発揮する、住民が主役となるまちづくりへの取り組みを推進していきます。

（２） 人と環境にやさしいまちづくり

地球温暖化といった地球規模での自然環境問題から、ゴミの減量化、リサイクル・リユースといった身近な環境問題など、環境に対する住民意識が高まる中、地域から持続可能な循環型社会を構築していくことが求められています。

また、うるおいのある暮らしを送るためには、安全で安心、快適な社会・生活環境の整備を進めていくことが望まれています。

そのため、地球規模の環境を意識しながら、身近な自然環境を保全し、環境に負荷を与えない生活を展開するとともに、真に豊かさを実感できる生活環境の実現をめざします。

（３） だれもが笑顔で暮らせるまちづくり

急速な少子高齢化の進展にともない、老後の不安や健康などへの関心が高まる中で、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現していくことが求められています。

そのため、保健・医療・福祉のそれぞれの施策間の相互連携を高め、総合的な施策展開により、多様化・高度化する住民ニーズに対応していきます。また、地域の支えあいを大切にし、住み慣れた地域において安心して生活が送れるよう、福祉施策の展開など、安心のネットワークが広がる施策に積極的に取り組んでいきます。

（4） 次代を担う人材を育むまちづくり

少子化が進むとともに、全国的な人口減少が始まると予測される中で、次代を担う青少年の健全な育成は、この地域にとっても重要な課題となっています。

そのため、総合的、計画的に少子化対策に取り組み、若い世代が家庭や子育てに夢を持ち、子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。また、子どもたちが将来の夢を実現できる教育環境を整えていくことに、計画的・積極的に取り組んでいきます。さらに、住民の学習ニーズの高まりや、個々の自己実現に向けた気運の高まりに対して、生涯を通した学習・スポーツ環境の充実に努め、人材を育むまちづくりを進めます。

（5） 地域の活力を生み出すまちづくり

新市は、豊かな農地が広がる農業地帯であるとともに、多くの企業や事業所が立地する産業都市でもあります。また、古くから市がたつ商業都市として、歴史文化資源を活用した観光産業のまちとして、農・工・商・観光などの産業がバランスよく立地する地域です。しかし、長引く経済の低迷のなかで、各産業ともこれまでの枠組みやシステムを再構築していくことが求められています。

そのため、これまでの産業の枠を越え、地域で生産・加工・流通・販売・消費を展開する地産地消型の産業構造の構築を目指します。さらに、まちのにぎわいの場としての中心市街地の活性化や、コミュニティビジネスなど新規事業者の育成、観光資源のルート化やエコミュージアム構想の推進など、地域が有する様々な資源の連携による、活力ある地域産業の振興を図っていきます。

（6） 市民生活、地域経済を支えるまちづくり

豊かな市民生活や活力ある地域活動を支えていくためには、その根幹となる都市基盤の充実が不可欠です。また、新市としての一体感を保ち、都市の魅力を高めていくためにも、周辺地域や地域内の連携強化に向けた基盤の充実を図っていく必要もあります。

そのため、国道を中心とした幹線道路の整備促進を図るとともに、周辺地域および地域内の交流を高める地域幹線道路の整備充実を進めます。さらに、高齢者など交通弱者が安心して交流できる公共交通ネットワークの強化に努めます。一方、豊かな自然環境を有する地域として、自然と共生する土地利用、市街地整備、集落整備を進めることとします。また、情報化の進展にともない、地域の情報格差の是正が急務となっていますが、地域内にケーブルテレビ網を整備し、高度情報通信基盤の充実を図ります。

３．新市の都市構造

新市の都市構造は、将来像に掲げる、《地域が有する自然や歴史を大切にするまち》、《暮らしの豊かさを実感できるまち》、《心の豊かさがふくらむまち》、《地域の個性の連携による交流のまち》を目指し、設定しています。

都市構造は、土地の利用方法によるゾーン、生活を支える機能が集積する拠点、各種連携・交流を支える軸により構成しています。

『にぎわい文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、商業や文化、住宅など中心市街地としての各種の専門的な機能の強化を図り、にぎわいの創出に努めます。

『田園文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、農地、農村集落といった美しい自然と調和した田園環境の整備、保全を行うとともに、農業の高付加価値化などに向けた取り組みを行います。

『歴史文化創造のゾーン』

このゾーンにおいては、歴史的建物やその周囲に広がる景観、伝統や文化を保全するとともに、観光交流などへの積極的な活用を行います。

『森林共生のゾーン』

このゾーンにおいては、豊かな自然環境の保全を行うとともに、森林のもつ健康保養機能や観光、教育などの場としての交流機能を高めます。

【都市拠点】

行政総合拠点のほか、商業集積拠点や交通ターミナル拠点など、総合的な都市生活機能の拠点を形成します。

【地域拠点】

各地域における市民サービスや市民活動の拠点を形成します。

《国土連携軸》

京阪神・中京都市圏といった大都市部との連携や交流を充実します。

《都市間交流軸》

近隣都市圏や周辺市町との連携、交流を高め、利便性の向上や地域の魅力の発信を図る軸の強化を進めます。

《地域間交流軸》

市域内の各地域の歴史文化資源などの連携や人々の交流を高め、一体感の醸成や地域活性化を図る軸の強化を進めます。

《自然と文化の交流軸》

愛知川及びその周囲において、各種の交流機能の強化を図るなど、市域を貫く交流の軸づくりを進めます。

都市構造図

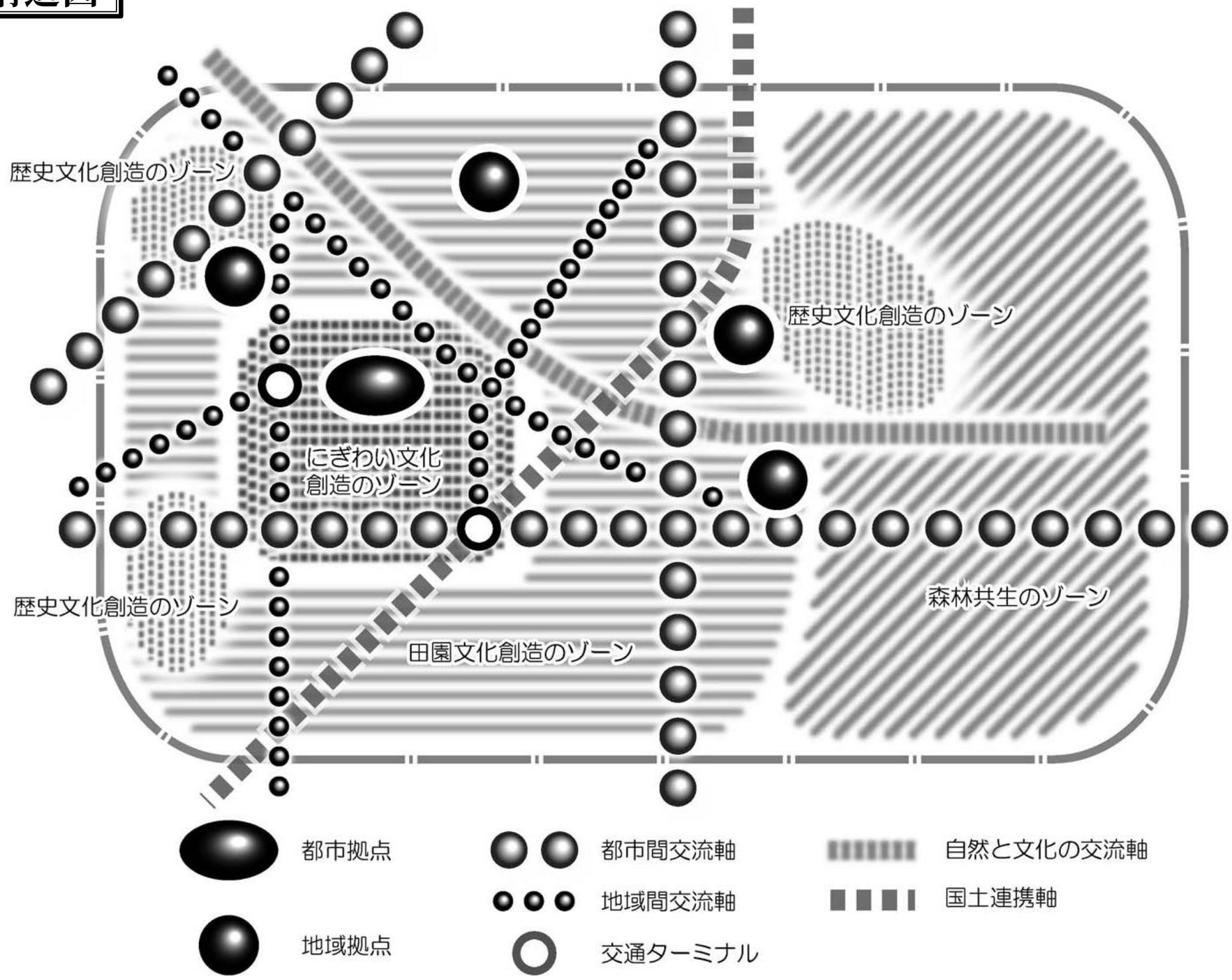
歴史文化創造のゾーン
歴史文化創造のゾーン
にぎわい文化
創造のゾーン
歴史文化創造のゾーン
森林共生のゾーン
田園文化創造のゾーン
都市拠点
地域拠点
都市間交流軸
地域間交流軸
交通ターミナル
自然と文化の交流軸
国土連携軸

第３章　新市の施策

１．施策体系

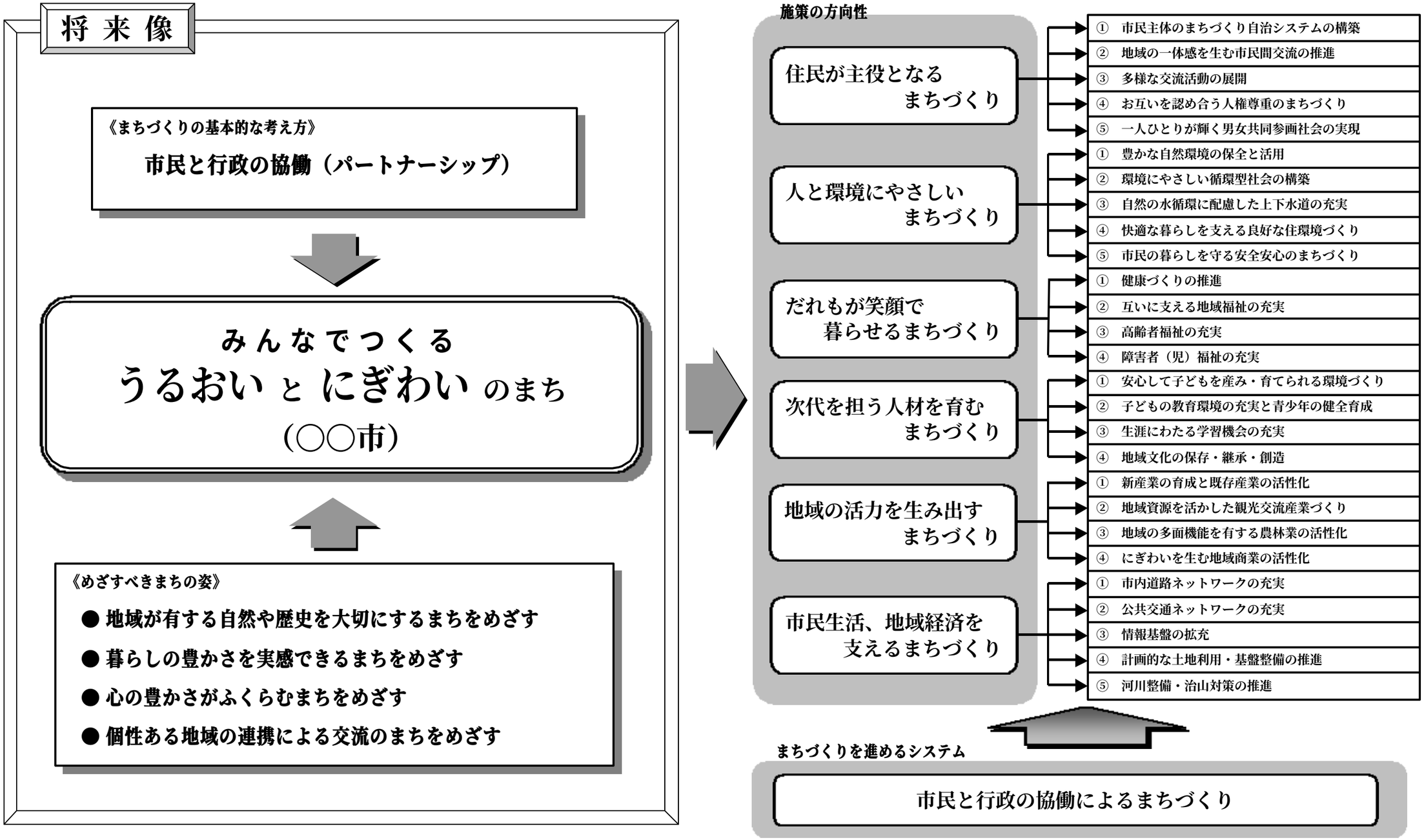

２．基本施策

（１）住民が主役となるまちづくり

①　市民主体のまちづくり自治システムの構築

- 魅力ある地域社会を形成するため、地域の資源や地域特性を活かしたコミュニティ単位のまちづくり活動を支援します。
- 中学校区や公民館区などの新たなエリアにおいて、多様な市民が参加する市民主体のまちづくりシステムの構築を図るとともに、まちづくり条例の制定を検討します。
- 地域活動やＮＰＯ活動などを支援するため、市役所および支所への地域振興担当職員の配置や活動拠点機能の充実などを図ります。
- 地域色豊かな、市民主体のまちづくり活動を支援するため、まちづくり基金を設置します。

②　地域の一体感を生む市民間交流の推進

- 各種イベントや各地域で行われている事業の連携、全市的イベントの創出など、市民や地域の交流機会の拡大に努め、市民の一体感醸成に向け取り組みます。
- ケーブルテレビ網など情報通信ネットワークを活かし、地域情報の受発信などによる地域間交流を促進する仕組みを構築します。

③　多様な交流活動の展開

- これまで、各地で行われてきた国内交流や国際交流などを、地域や住民が主体となり引き続き実施します。
- 京阪神大都市圏の貴重な水資源をたたえる琵琶湖の源流域として、水や河川、山をテーマとした流域都市部と農山村の交流など、新たな交流活動に取り組みます。

④　お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

- 様々な機会を通じて、人権教育の推進及び人権擁護意識の高揚を図り、あらゆる人々の人権が尊重されるまちづくりを進めます。

⑤　一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

- 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて啓発活動を推進するとともに、あらゆる分野で男女が対等な立場で参加できる環境づくりを図ります。その一つとして、各種審議会や委員会において、男性や女性の占める割合がそれぞれ 30%以上になることを目指します。
- 職業、家庭生活、地域活動が両立できる社会を目指し、子育て支援や介護支援等を充実していきます。また、ドメスティックバイオレンスなど女性の人権侵害から守る相談体制の強化を図ります。

【主要事業】

① 市民主体のまちづくり自治システムの構築

・コミュニティ活動への支援

・中学校区や公民館区等新たな単位のまちづくり活動への支援

・地域活動やＮＰＯ活動等を支援する支所機能の充実

・まちづくり活動支援のための基金設置

② 地域の一体感を生む市民間交流の推進

・全市的イベントの創出

・地域資源を活用した交流事業の展開

・ケーブルテレビ等を活用した地域情報提供の充実

③ 多様な交流活動の展開

・国内、国際交流の推進

・都市と農山村交流事業の検討

④ お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

・人権条例の制定

・人権教育の推進

⑤ 一人ひとりが輝く男女共同参画社会の実現

・男女共同参画計画の策定

・男女共同参画推進のための啓発や相談体制の充実

（2）人と環境にやさしいまちづくり

①　豊かな自然環境の保全と活用

- 大気浄化や水源かん養機能などを有する鈴鹿山脈を中心とした山林の保全に努めるとともに、市民自らがボランティア活動を通じて山林保全に貢献する仕組みを構築します。
- 地域に潤いを与える河川については、近自然型・多自然型工法などによる河川整備により環境共生型河川の実現を目指します。また、河辺林や鎮守の森といった里山などの身近な自然の保全、再生に取り組みます。
- 自然環境の保全とともに、自然の有する機能を活かした、市民の健康増進、観光資源として、また環境保全の学習の場として、積極的な活用を行います。

②　環境にやさしい循環型社会の構築

- 持続可能な社会の実現のため、環境基本条例の制定を行い、この条例に基づき良好な環境保全と創造のための諸施策を総合的、計画的に推進します。
- ゴミの減量化とリサイクル・リユースによる循環型社会の形成を進めます。また、菜の花エコプロジェクトの推進や環境学習拠点における市民意識向上のための学習機会の提供等を積極的に進めます。
- 新エネルギービジョンを策定し、地球温暖化防止に向け、市民と一体となった省エネルギー推進や太陽光利用、家畜糞尿やもみがら、剪定枝などを利用したバイオマスなどの新エネルギー活用構想を推進します。
- 節水や石鹸利用、廃食油を排水に流さないなど、水循環に負荷を与えない、環境にやさしい消費生活の取り組みをさらに進めるとともに、下流域との流域間交流などを通じた水質保全に取り組みます。
- 環境に配慮した事業活動の普及を図るため、公共施設における環境管理システムの導入や市民のグリーン購入などの一層の推進を図ります。

③　自然の水循環に配慮した上下水道の充実

- 水道水源の保全に努めるとともに、水質管理体制の強化により、安定的な水供給を図ります。
- 生活環境の改善と琵琶湖の水質保全を図るため、公共下水道の早期整備、農業集落排水施設の適正な管理を進めます。

④　快適な暮らしを支える良好な住環境づくり

- 若者から高齢者まで安心して定住できる環境整備に向け、周囲の自然環境やまちなみに調和した住宅地の形成、身近な生活道路や水路の改善など、良好な市街地、集落環境の整備を促進します。
- 中山間地域の安定した暮らしを支える生活と交流基盤の整備を進めます。

- 歴史的なまちなみや集落景観の保全に努めるとともに、緑や花いっぱいの生活空間の創造など、この地域が緑の湖（うみ）となる取り組みを住民とともに積極的に推進し、美しい景観づくりに努めます。
- 豊かな自然を活用した公園や緑地の整備、地域に潤いを与える親水空間整備（河川公園整備、農業用水や湧水の活用等）を積極的に進め、ゆとりと潤いのある住環境の整備を進めます。

⑤　市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり

- 火災や水害、地震等の災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災設備の充実や自主防災組織の連携強化により、消防防災体制の強化を図ります。
- 地震など、大規模災害に対応するため、小中学校や庁舎などの耐震強化を進めるほか、ケーブルテレビ網などの情報通信網を活用した、防災情報ネットワークを早急に構築します。
- 犯罪や事故に強いまちとなるよう、地域のふれあいと市民連携を強め、市民と行政が一体となった活動を展開し、明るくすみよい安全都市を実現します。
- 交通事故のない安心して暮らせる地域づくりに向け、高齢者や障害者にやさしい歩道や信号機など交通安全施設の整備・充実を図るとととともに、地域や学校等が中心となった交通安全活動を支援します。
- 消費生活面での安全を図るために、消費生活センターや権利擁護センターなどとの連携や啓発・相談の充実を進めます。

【主要事業】

① 豊かな自然環境の保全と活用

・環境に配慮した基盤整備の推進

・里山保全や河川愛護等の市民活動への支援

・環境教育の推進

② 環境にやさしい循環型社会の構築

・環境基本条例の制定

・資源回収リサイクルシステムの構築

・地域新エネルギービジョンの策定

③ 自然の水循環に配慮した上下水道の充実

・水道水源地の保全

・公共下水道整備事業

・農業集落排水整備事業

④ 快適な暮らしを支える良好な住環境づくり

・まちなみ等景観の整備

・公園、緑地の整備

・地域用水の活用

・公営住宅の整備、充実

⑤ 市民の暮らしを守る安全安心のまちづくり

・地域防災計画、水防計画の策定

・防災センター機能の充実

・地域防災情報ネットワークの構築

・庁舎や学校など公共施設の耐震補強、改修

・歩道や自転車道路など交通安全施設の整備

・市民相談活動の充実

（3）だれもが笑顔で暮らせるまちづくり

①　健康づくりの推進

- 保健、医療、福祉の連携を強化し、安心して暮らせるまちづくりをめざし、総合的なサービスの提供を図るための拠点機能を充実します。
- 誰もが健康にいきいきと暮らせるまちづくりに向け、「栄養」「運動」「休養」「健診」「生きがいづくり」を健康づくりのための柱として啓発し、疾病の予防に努めます。
- 健康づくりを個人の努力だけに任せず、家族、地域、職場の一人ひとりが考え、支援する環境づくりを、住民参加のもと新市全体で推進していきます。

②　互いに支える地域福祉の充実

- 自治会や集落単位の保健・福祉活動を促進するため、支援ネットワークの構築や地域福祉ボランティアの充実を行い、互いに支え合う福祉意識の高い地域社会づくりを進めます。
- 介護や子育てなどの福祉活動をとおして、地域における世代間の新たな支えあいの仕組みを築いていくとともに、身近なコミュニティ単位の活動から中学校区や公民館区における活動、そして全市的な活動など、安心のネットワークが広がる活動を展開します。
- これからの地域福祉を支える、保健・医療・福祉の人材の確保のため、有技能者の掘り起こしや活用を行います。また、地域福祉を支える新たなセクターとして、NPOや地域団体、ボランティア団体の育成、支援に努めます。
- だれもが快適に暮らすことができるよう、公共的施設や公共交通機関のユニバーサルデザイン化を進めます。

③　高齢者福祉の充実

- 高齢者の有する知識や経験を地域社会に役立てる仕組みづくりや、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどのメニューの提供により、高齢者の積極的な社会参画による生きがいづくりを進めます。
- 介護を要する状態になることを予防するための健康管理・指導、転倒予防教室の実施など、寝たきりにならない、させない運動を推進し、高齢者の自立した生活を支援します。
- 痴呆についての理解を広め、予防を兼ねた健康教室を開催し、早期対応に努めます。さらに、予防活動と連携させ、早期発見システムとして整備します。
- 痴呆をもった高齢者には、かかりつけ医や専門医療機関と介護にかかわる保健・福祉関係機関との連携を強化し、情報提供、相談を気軽に行なえる体制の構築を進めるとともに、適切なサービスの提供に努めます。

④　障害者（児）福祉の充実

- 障害者（児）が日常生活において自立できるよう、地域や医療機関等と連携しながら、サポート体制の充実を図ります。
- 障害の早期発見、早期対応や障害児教育の充実を進めます。
- 授産施設の充実や地域内企業の協力による就労の場の確保などにより、地域社会参画を促進するとともに、施設と地域が一体となったグループホームなど地域における在宅生活拠点の充実を図ります。

【主要事業】

①　健康づくりの推進
　・保健と医療、福祉の連携推進
　・地域医療施設の充実
　・保健センター機能の強化

②　互いに支える地域福祉の充実
　・地域で支えあう福祉活動への支援
　・地域福祉拠点の整備支援および人材育成
　・ユニバーサルデザインの推進

③　高齢者福祉の充実
　・高齢者の生きがい対策の推進
　・高齢者福祉施策の充実
　・痴呆の早期発見予防システムの整備、相談体制の充実

④　障害者（児）福祉の充実
　・障害福祉施策の充実
　・障害児通園事業施設の整備、充実
　・障害のある高齢者への医療費軽減の拡大

（4）次代を担う人材を育むまちづくり

①　安心して子どもを産み・育てられる環境づくり

- 急速に進む少子化に対応するため、計画的に総合的な施策を展開し、家庭や子育てに夢を持ち、子どもを産み育てる者が真に誇りと喜びを実感できる社会の実現に向けた環境づくりに努めます。
- 多様で良質な保育サービスの提供、幼稚園と保育園の連携、母子保健や乳幼児医療の充実、子育て支援ネットワークづくり、学童保育への支援など、子どもを安心して産み育てられる環境の整備に取り組みます。
- 子どもがひとしく心身ともに健やかに育つよう、家庭教育に関する学習機会や相談事業の充実、豊かな人間性を育むための環境整備、児童虐待の防止などに取り組みます。

②　子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成

- 特色のある学校づくりに向け、郷土学習や体験学習などのカリキュラムを実施するとともに、確かな学力や豊かな心、体力を培うための学校教育をより推進します。
- まちの自然や歴史、伝統資源を活用した、地域への愛着を高める教育を進めるほか、情報ネットワークを利用した市内学校間の交流などを進めます。
- 国際化、情報化社会が進む中で、外国語教育やコンピューターを活用した情報教育の充実、また、環境保全の意義などを理解する教育の充実を図ります。
- 学校校舎の耐震強化を図るとともに、新たな学習カリキュラムに応じた改修を進めるほか、省エネルギー、バリアフリー、シックハウス症候群などに対応した、快適な学習環境の整備を進めます。
- 心身の成長期にある子どもたちに、地元食材等を使った安全で栄養のある学校給食を提供し、食や健康、マナーを考え、食事に感謝できる児童・生徒の育成に努めます。
- 青少年の健全育成に向け、行政、地域、家庭、学校が一体となった取り組みを進めるとともに、青少年健全育成のための拠点の整備・充実を図ります。

③　生涯にわたる学習機会の充実

- 市民の学習ニーズに的確に対応していくため、市民大学や公民館など公共施設で催される各種の生涯学習プログラムの充実に努めます。また、学習機会の拡大に向け、情報ネットワークを活用した学習番組など、新しい学習プログラムの開発、提供を行います。
- 図書館など既存の学習施設のネットワーク化を図り、より身近で気軽に親しむことができる学習環境の充実に努めます。
- 市民の交流、ボランティア活動、また芸術、文化、生涯学習活動などの市民活動を進める拠点の整備を行います。
- 市民の健康・体力づくりに向けた各種スポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ施設の整備充実を図り、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の促進を図ります。

④　地域文化の保存・継承・創造

- 地域に残される伝統的な価値の高いまちなみなどの保存や修理、修景に努めるほか、歴史的なまちなみの保存と有形無形の各種文化財の保全、活用に努めます。
- 地域の特性を活かした文化財探訪ルート設定や学校教育における歴史文化学習メニューの提供など、地域の歴史文化についての関心と理解を高める活動を展開します。
- 地域で催されているまつりなどの祭事や伝統風習などの継承に向け、それらを支える地域活動の支援を行います。
- 環境保全やリサイクルなど、地域での環境に対する取り組みを積極的に支援し、地域環境文化の創造、発信を目指します。

【主要事業】

①　安心して子どもを産み・育てられる環境づくり
　・総合的少子化対策の推進
　・子育て支援拠点機能の充実、整備
　・乳幼児医療費助成の拡大
　・幼稚園、保育所の整備

②　子どもの教育環境の充実と青少年の健全育成
　・小、中学校施設の計画的改築、改修
　・小、中学校情報教育環境の充実
　・青少年健全育成拠点機能の充実、整備

③　生涯にわたる学習機会の充実
　・生涯学習体制の充実
　　生涯学習・芸術文化・市民活動拠点施設整備
　　公民館施設の整備、活動の充実
　　図書館機能の強化
　・スポーツ・レクリエーション環境の充実
　　総合運動公園の整備
　　地域総合型スポーツクラブの育成、拠点整備
　・生涯学習、スポーツ施設のネットワーク化
　・情報ネットワークを活用した学習メニューの提供

④　地域文化の保存・継承・創造
　・伝統的建造物の保存・整備
　・木の文化の保存・継承
　・環境文化を創造する事業の支援

（５）地域の活力を生み出すまちづくり

①　新産業の育成と既存産業の活性化

- 個人の志向の多様化や高齢化社会の進展により、福祉や環境分野など、地域の多様なニーズを解決する小規模なコミュニティビジネスの展開や、高度情報基盤の整備によるベンチャー企業などの新たな事業参入のほか、社会貢献や地域生活を支援するNPO などの活動を支援します。
- 多くの製造業が立地する地域として、モノづくりや職人など高度な技術を有する人材の確保に向け、専門技術者育成のための機能の創出を検討します。
- 市内に立地する企業・事業所のネットワークを強化し、地域企業の活性化を支援するとともに、国道８号や国道４２１号、国道３０７号の機能強化に伴う交通条件の向上を生かした、産業振興を行います。
- 関係機関と連携し、若者や女性、高齢者など多様な就業ニーズに対応できる雇用・就業機会の確保に努めるとともに、働きやすく生きがいのある職場づくりを支援します。

②　地域資源を活かした観光交流産業づくり

- 市内に点在する歴史や自然資源をネットワーク化するとともに、新たな交流拠点の形成を行い、観光交流による地域振興を進めます。
- 観光交流を促進するため、観光シーズなどの時期に応じて、観光拠点のネットワーク化を図るバスルートの柔軟な対応を検討します。
- 地域の生活や文化、自然環境、生産活動など全てを展示物と考え、学習や研修、保存につなげようとするエコミュージアム（地域まるごと博物館）構想を推進します。
- 農村地域の自然体験施設などをネットワークし、農村宿泊や観光農業などの都市農村交流事業などを通じて、都市圏との新たな関係を築くアグリツーリズムを進めます。

③　地域の多面機能を有する農林業の活性化

- 地域の基幹産業となっている農業については、命と地球環境を育む産業であることを基本に、消費者ニーズに対応した安全で安心な食づくりに努めます。また、農業基盤の整備や産地化を図る中で、安定的な担い手を育成します。
- 公設地方卸売市場の機能強化を図る一方、直売や農産加工施設の充実などにより、生産から販売にいたるまでの地域内流通、地産地消型農業を推進します。
- 地域環境保全にも寄与する産業であるという側面を高めるため、家畜糞尿や生ごみなどの堆肥化に努め、環境にこだわった循環型農業の確立をめざします。
- 農産品のブランド化など農業の高付加価値化を進め、若者の就労の場としても魅力的な地域農業経営を進めます。
- 水源かん養や地域の自然環境保全にも寄与する林業については、山林ボランティアや自然体験レクリエーションなど、山林のもつ保養機能も兼ねた林業活動の展開により、中山間地域の活性化を図ります。

④　にぎわいを生む地域商業の活性化

・　市民の消費生活を支えるとともに、市民の交流や遊びの空間として、魅力的で活力あふれる商店街の活性化を進めます。そのため、商店街を一体的な商業空間として総合的に企画運営するまちづくり機関（TMO）の支援を行うほか、共同イベントなどの積極的な展開を支援します。

・　中心市街地をおしゃれなまちのにぎわいの場としていくため、新たな事業者進出の支援を行うほか、商業事業だけでなく、交流機能やコミュニティ FM などの情報拠点の形成を進めます。また、市内の農業者と連携した地域農産物の販売拠点の形成、観光拠点の形成など、多様なにぎわい創出事業の展開を進めます。

【主要事業】

①　新産業の育成と既存産業の活性化
　・コミュニティビジネスへの支援
　・企業活動を促す社会基盤整備
　・シルバー人材センターの機能強化

②　地域資源を活かした観光交流産業づくり
　・観光・保養施設の整備
　・エコミュージアム構想の推進
　・アグリツーリズム拠点の整備
　・観光資源のルート化

③　地域の多面的機能を有する農林業の活性化
　・農業基盤の整備
　　（土地改良、かんがい排水、農道整備、中山間地域活性化　他）
　・農山村基盤の整備（農村振興総合整備事業）
　・担い手農家の育成支援事業
　・環境こだわり農業の推進
　・生産物の特産品化、ブランド化
　・森林保全事業の推進

④　にぎわいを生む地域商業の活性化
　・中心市街地活性化事業
　・商店街整備

（６）市民生活、地域経済を支えるまちづくり

①　市内道路ネットワークの充実

- 国道 421 号の整備改良や国道３０７号バイパスの早期実現を図り、広域交通軸の確立を図ります。
- 国道８号の渋滞緩和対策や愛知川左岸道路の整備、愛東・八日市間及び八日市・近江八幡間の道路整備などにより、市内及び周辺市町との道路ネットワークを整備強化します。
- 環境との共生、安心で安全なまちづくりを確立するため、ゆとりある歩道や自転車道路ネットワークの整備を進めます。
- 河川改修にあわせ橋を増設し、両岸地域の連携を高める、愛知川の新橋構想の推進を図ります。

②　公共交通ネットワークの充実

- 利便性の高い公共交通網の実現に向け、近江鉄道の新駅設置や列車増便などを働きかけます。また、現在運行されている、路線バス及びコミュニティバスの路線延長や鉄道との連携の見直しなど、より利便性が高く快適な交通ネットワークを構築します。
- 高齢化が進展する中で、より利用しやすい公共交通網の充実に向け、低床バスの導入、駅舎など公共交通機関のバリアフリー化を進めます。
- びわこ京阪奈線（仮称）の実現に向け、関係機関への働きかけを行います。

③　情報基盤の拡充

- 高度情報化社会の進展に対応した、魅力ある情報先進都市を目指し、ケーブルテレビ網を全市に整備し、地域間情報格差を是正します。また、情報センター機能の充実を図り、地域情報の効率的な受発信やＩＴに携わる人材の育成などに取り組みます。
- 情報ネットワーク基盤を活かし、議会中継や各種行政サービスの提供、市民からの情報発信による地域住民の交流推進など、市民生活に欠かせない様々な情報サービスの提供を積極的に行ないます。
- 双方向性を活かし、医療や健康、福祉分野における安全安心な環境づくり、快適なＩＴ環境づくり、地域産学活性化などを目指します。

④　計画的な土地利用・基盤整備の推進

- 地域の自然環境と共生した効率的な土地利用、基盤整備を進めるため、都市計画法や農地法、森林法等の適切な運用により、守るべき地域と活かすべき地域など土地利用の方向性を明らかにします。
- 幹線道路整備などにともなう無秩序な土地利用を抑制し、自然環境に配慮しながら計画的な周辺市街地整備を図ります。

・　地域の環境基盤の整備などに際しては、地域の主体的な計画の検討や自治会などとの協働など、積極的に住民参加を図り進めていきます。

⑤　河川整備・治山対策の推進

・　愛知川、蛇砂川などの河川改修や市街地の排水対策を早急に進めるとともに、親水空間としての役割を発揮するため、環境共生型の河川の整備を進めます。
・　地域の東部を占める山林については、その景観と自然環境を損なわないよう、林地崩壊を防止するための治山施設整備や土砂流出防止のための砂防事業などをすすめるほか、山林の適正管理に努めます。

【主要事業】

①　市内道路ネットワークの充実
　・広域幹線道路の整備
　・地域内幹線道路の整備
　・生活道路の整備、改良
　・自転車を活用できる基盤整備

②　公共交通ネットワークの充実
　・近江鉄道の利便性の向上（駅舎改築、新駅設置等）
　・コミュニティバスの利便性の向上
　・公共交通のバリアフリー化の推進

③　情報基盤の拡充
　・地域情報化の推進
　・ケーブルテレビ網の整備
　・電子自治体の構築

④　計画的な土地利用・基盤整備の推進
　・都市計画区域の設定
　・地籍調査の推進
　・周辺市街地の開発整備

⑤　河川整備・治山対策の推進
　・河川改修、新川整備
　・排水対策事業
　・治山、砂防事業の推進

３．市民と行政の協働によるまちづくり

（１）協働のまちづくりの推進

価値観の多様化や高齢化社会の進展など、住民の暮らしに対するサービスのニーズはより高度化しています。

一方、地域住民によるボランティアや社会的活動を積極的に行うＮＰＯの活動など市民活動への気運が高まりつつある中で、行政によるサービスとこれらの社会活動によるサービスの連携を深めることにより、より高度で多様なサービスを享受できる地域をつくっていくことが可能となります。

そこで、市民とボランティア団体、ＮＰＯ、行政の協働によるまちづくりを推進していくこととし、一層の市民参加を促進するとともに、市民自らが地域を考え、行動する仕組みをつくり、住民が暮らし続けたいまちづくりを進めます。

【これからの行政サービスのイメージ】

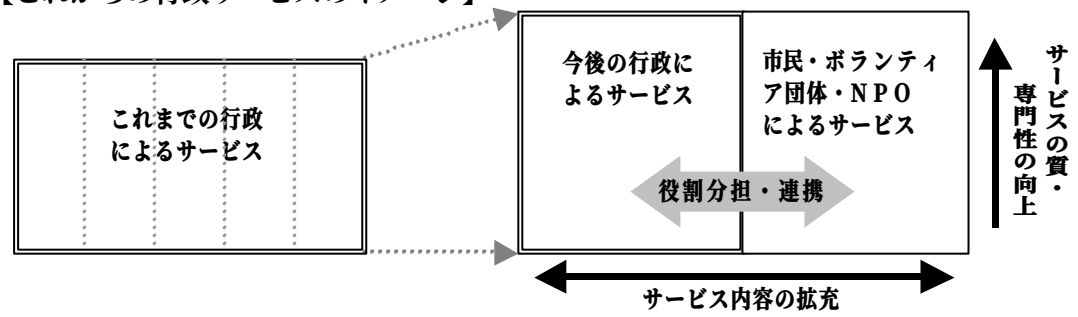

（２）住民参加を進める仕組みづくり

地域毎の課題に対応したり、地域独自のまちづくりを進めるため、地域住民の誰もが参加できる「まちづくり協議会」を、住民主体で設置することを目指し、行政は必要に応じその設置運営を支援します。

「まちづくり協議会」は、自治会連合会を核として、地域の各種団体や個人が包括的に参画し運営し、従来の自治会では限界のあるものや、より広がりのある範囲で行うことが望ましいまちづくりを行うこととします。将来的には、行政から事業として受託することのできる組織をめざします。

（３）議会・行政とのコミュニケーション

行政と民意の代表である議会との懇談の場を定期的にもち、議会・行政・市民の「コミュニケーション」を図ります。行政や議会の意思決定に民意を反映し、行政の透明性を高めることができます。将来的には、まちづくり協議会がプランを競う場としての活用もめざします。

【まちづくり協議会のイメージ】

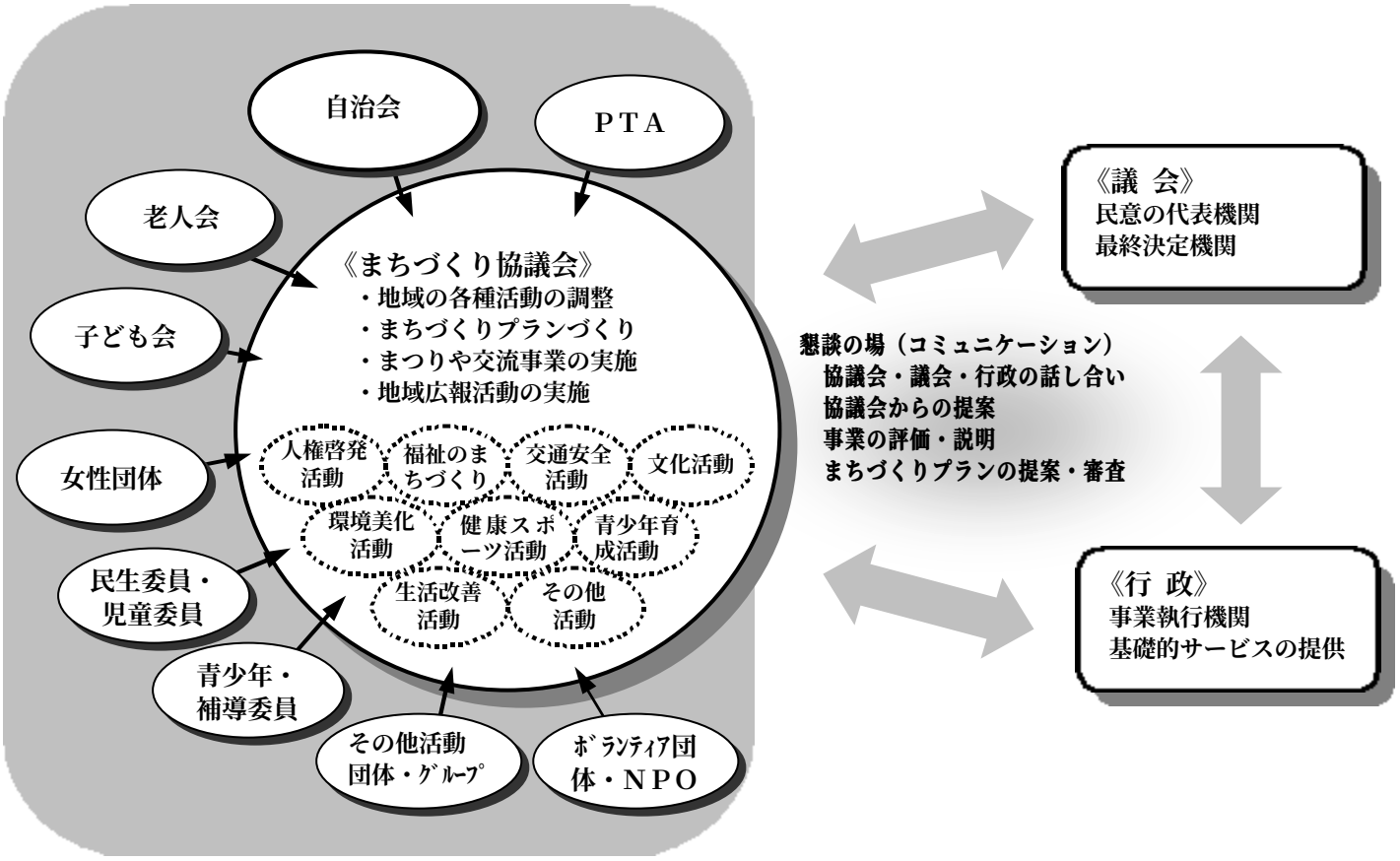

区域：地域実情に応じたエリアとします。

運営：自治会連合会を核として発足し、子ども会・婦人会、老人会等に加え、個人、ボランティア団体、地域のＮＰＯが包括的に参画し運営します。
協議会の運営費は、構成する住民や団体からの協議費の他、事業を通じて得られる自主財源によるものとします。

役割：従来の自治会では限界があるものの、より広がりのある範囲で取り組むことが望ましいものを、各種団体と連携して行います。
将来的には、地域の施設整備や運営などを、行政から事業として受託できるものとします。

拠点：支所、公民館等の既存施設を有効活用します。

行政の関与：市はこの協議会を認定し、地域振興担当の職員が助言を行います。まちづくりのプランには一定の助成をするとともに、発足から一定期間、運営費を支援します。

（4）まちづくり条例の制定

市民参加のまちづくりを進めるため、これらの取り組みをまちづくり条例として制定をめざします。市民は、主体的・積極的にまちづくりに参加し、協議会が行う事業については行政との役割を明確にし、市民の責任であることも認識する意識を高めていく必要があります。

（5）行政の役割

行政は、特別職の削減や一般職員数の抑制を図る一方、専門能力の強化により、地方分権の時代を支えるにふさわしい職員の資質向上を図ります。

また、各種公的施設を情報ネットワークにより結び、行政サービスの迅速化や、効率的で効果的な施策展開に努めます。

事務事業については、《計画づくり Plan》《計画の実行 Do》《計画の評価 Check》《改善策の実行 Action》のサイクルによる成果重視の事務事業評価システムを構築し、各段階における積極的な情報公開と見直しを行うこととします。

さらに、財政の中長期展望を立て、近隣市町との広域的な連携を深めながら、効率的な行政運営を進め、住民への説明責任を十分に果たすことにより、市民との信頼関係を深め、透明性の高い、開かれた行政の推進に努めます。

４．県事業の推進

新市のまちづくりにあたっては、新市による事業と県による事業との調整、連携のうえ、効率的な事業推進に努めます。

【主な県事業】

県と調整中

人と環境にやさしいまちづくり
- ○ 自然の水循環に配慮した上下水道の充実
  - ・流域下水道の整備
- ○ 快適な暮らしを支える良好な住環境づくり
  - ・地域用水機能増進事業
- ○ 市民の暮らしを守る安心安全のまちづくり
  - ・交通安全施設整備事業

次代を担う人材を育むまちづくり
- ○ 地域文化の保存・継承・創造
  - ・平和祈念館（仮称）建設事業

地域の活力を生み出すまちづくり
- ○ 地域の多面的機能を有する農林業の活性化
  - ・経営体育成基盤整備事業
  - ・中山間総合整備事業
  - ・農業用水再編対策事業
  - ・ため池等整備事業
  - ・広域営農団地農道整備事業
  - ・かんがい排水事業
  - ・農村振興総合整備事業
  - ・地域用水機能増進事業（再掲）
  - ・国営農業水利施設新愛知川農業水利事業
  - ・神崎川下流土地改良事業

市民生活、地域経済を支えるまちづくり
- ○ 市内道路ネットワークの充実
  - ・国・県道の整備
    - 国道４２１号整備事業
    - 国道３０７号整備事業　他
  - ・交通安全施設整備事業（再掲）
- ○ 公共交通ネットワークの充実
  - ・びわこ京阪奈線（仮称）整備促進
- ○ 河川整備・治山対策の推進
  - ・河川の整備
    - 愛知川改修事業
    - 蛇砂川改修事業　他
  - ・山地治山事業
  - ・保安林整備事業
  - ・砂防事業
  - ・急傾斜地崩壊対策事業

第４章　公共的施設の統廃合

公共的施設の統廃合と適正配置については、住民サービスの低下やサービスの急激な変化を及ぼさないよう、地域特性や地域間バランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

新市の市役所については、現八日市市役所とし、現役場は、新市の支所として、また、現支所は出張所として活用を図ることとします。なお、市役所と支所、出張所間は、情報通信基盤によりネットワーク化を図り、住民サービスの地域間格差が生まれることのないよう努めます。

また、保健センター・診療所・福祉センター・保育所・幼稚園・小中学校・給食センター・図書館・公民館・体育施設などの施設等については、現行どおり存続することを基本とします。

ただし、同一や類似した施設等については、それらを統括する機能の整備を図るとともに、機能分担やネットワーク化の推進、管理運営方法等の検討を行い、有効に活用を図ります。

第５章　財政計画

１．前提条件

財政計画は、合併後の平成１７年度から平成２６年度までの１０年間について、歳入・歳出それぞれの項目ごとに過去の実績、人口推計等を勘案しながら普通会計を対象に作成したものです。

１．歳入

(１)地方税

地方税については、過去の実績等を踏まえ、現行税制度を基本に、人口増加等の影響を反映して算定しています。

(２)地方交付税

地方交付税については、現行制度を基本に、普通交付税の算定の特例（合併算定替）等の合併に係る財政支援措置を見込むとともに、合併特例債等の償還に係る交付税措置分を考慮して算定しています。

(３)国庫支出金・県支出金

国庫支出金および県支出金については、過去の実績等を踏まえ算定するとともに、新市まちづくり計画の事業に係る補助に加え、国、県の財政支援措置を見込んで算定しています。

(４)繰入金

繰入金については､年度間の財源を調整するため､基金からの繰り入れを見込んでいます。また、歳出の退職金を考慮し、退職手当基金から必要額の繰り入れを行なっています。

(５)地方債

地方債については、新市まちづくり計画の事業に係る財源として、合併特例債の活用も考慮し、算定しています。

(６)その他

地方譲与税、各種交付金等、分担金・負担金や使用料・手数料などについては、過去の実績等を踏まえ算定しています。

２．歳出

(１)人件費

人件費については、退職者の補充を抑制することによる一般職員数の抑制、特別職、議会議員数等の減少を見込み、算定しています。

(２)物件費

物件費については、過去の実績等をもとに、合併による事務経費の削減効果を見込んで算定しています。

(３)扶助費

扶助費については、過去の実績等を踏まえ、人口増加等の影響を反映し、生活保護費の算入等を見込んで算定しています。

(４)投資的経費

投資的経費については、新市まちづくり計画に示された事業を踏まえ、普通建設事業費を見込んで算定しています。

(５)公債費

公債費については、合併前に借り入れた地方債の償還予定額に、新市まちづくり計画の事業等に伴う新たな地方債に係る償還額を見込んで算定しています。

(６)積立金

積立金については、合併特例債を活用した基金への積み立てを見込むとともに、将来の財政需要に対応するため、基金への積み立てを見込んで算定しています。

(７)その他

補助費等や繰出金などについては、過去の実績等を踏まえ、人口増加等の影響を反映し算定しています。

2. 財政計画

1.歳入　　（単位：百万円）

区　　分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地方税	11,756	11,763	11,757	11,751	11,745	11,451	11,434	11,416	11,398	11,380
地方譲与税	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
各種交付金等	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
地方交付税	7,993	7,773	7,666	7,381	7,542	7,355	7,310	7,270	7,233	7,027
国・県支出金	5,528	5,696	5,025	4,698	4,623	3,801	3,546	3,507	3,489	3,463
分担金・負担金	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358
使用料・手数料	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595
財産収入	112	114	114	114	114	114	114	114	114	114
寄附金	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
繰入金	0	0	64	86	15	116	378	213	258	473
繰越金	138	------	------	------	------	------	------	------	------	------
諸収入	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846
地方債	7,313	4,518	3,659	3,690	4,014	1,710	1,883	1,888	1,928	1,954
合　　計	36,276	33,300	31,721	31,156	31,489	27,983	28,101	27,844	27,856	27,847

※各種交付金等には、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が含まれます。

2.歳出

区　　分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人件費	6,370	6,416	6,637	6,590	6,449	6,497	6,678	6,342	6,266	6,350
物件費	4,501	4,277	4,133	3,719	3,655	3,490	3,426	3,362	3,297	3,233
維持補修費	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
扶助費	2,393	2,396	2,399	2,402	2,405	2,408	2,407	2,405	2,404	2,402
補助費等	4,090	4,119	4,183	4,291	4,234	4,068	4,049	4,079	4,034	3,975
投資的経費	8,546	9,234	7,584	7,540	7,748	4,432	4,380	4,398	4,518	4,597
公債費	3,040	3,147	3,360	3,386	3,786	3,860	3,911	3,986	4,043	3,974
積立金	4,186	545	244	31	0	0	0	0	0	0
投資・出資・貸付金	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224
繰出金	2,808	2,824	2,839	2,855	2,870	2,886	2,908	2,930	2,952	2,974
	36,276	33,300	31,721	31,156	31,489	27,983	28,101	27,844	27,856	27,847

用語の説明

【あ行】	
アグリツーリズム	都市住民が、農山村地域の自然や文化、人々とのふれあい、農林業体験や農村宿泊などにより余暇を楽しみ、観光交流を図ること。
インターネット	世界中の大学、政府組織、企業、個人などのコンピューターを、相互接続した大規模なネットワークの総称。専用回線や電話回線で接続し、文字や画像、音声など多様な情報のやり取りができる。
エコミュージアム	地域全体を博物館とみたてて、地域の生活や文化、自然環境、歴史などの魅力的資源の再発見・学習・研究保存・展示の活動を行い、まちづくりに活かしていく活動。
【か行】	
河辺林	河のほとりに広がる林、森。
環境管理システム	二酸化炭素の排出など、企業や事業所が環境にできるだけ負荷を与えない事業活動を展開するための仕組み。国際的に通用する環境マネジメント・監査規格には、ISO（国際標準化機構）の ISO14001 がある。
環境共生型河川	自然の生態系に配慮した護岸整備などを行った河川 河床をコンクリートで覆わず自然材を使うなど、自然に近い状態のまま整備を行なったり、自然を積極的に再生しながら環境づくりを進める等、環境に できるだけ負荷を与えない土木工法（近自然型、多自然型）を行なう。
幹線道路	広域交通のための道路。主要な道路。
木地師	木材からお椀などの指物や挽物などを加工する職人。永源寺町蛭谷、君ヶ畑地区は、惟喬親王(これたかしんおう)による木地師発祥の地といわれている。
協働	市民と行政が相互の特性を認識し、役割分担や連携しながら対等な立場で、共にまちづくりに取り組む場合などに使われる。
近自然型工法	環境共生型河川を参照
グリーン購入	環境負荷の大きい製品を購入することを避け、環境に配慮された商品やサービスを優先購入すること。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が 2001 年 4 月より施行されており、公共工事における建設資材などについてもグリーン調達の動向がみられる。
グループホーム	知的障害のある人や痴呆性老人等が世話をする人とともに暮らす住宅で、住み慣れた地域の中で暮らすことをめざすもの。
ケーブルテレビ	光ファイバーケーブルや同軸ケーブルを使い、限定された地域に、多量のチャンネルで、特定対象向けの多様なサービスを可能にする有線テレビ。最近 では、インターネットなどの回線としても利用されている。
広域交通軸	高速道路や新幹線など、広域の高速交通網をさす。
高速通信基盤	ADSL、光ファイバー回線など、高速でデータを伝送する大容量の通信基盤。
交通安全施設	信号機や歩道、交通標識など、交通の安全を確保するため道路に設置される施設。
交通ターミナル拠点	各方面へのバス乗り場がある鉄道駅など、公共交通機関の乗り場が集積した場所。
交流産業	豊かな自然環境や歴史文化等を求めて訪れる都市住民との交流を通じて集客を図り、新たな価値観を生む経済活動を展開する産業。
コミュニティ	地域社会、共同生活体。生活の場で、住民の自主性と責任に基づいて、多様な住民要求と創意を実現する集団。

コミュニティＦＭ	平成 4 年 1 月に郵政省により制度化された、FM ラジオ局。これまでの大きなエリアのラジオ局とは異なり、市や町などの地域がエリアとなる。
コミュニティバス	需要が小規模で採算がとれないため、従来の路線ではカバーしきれない地域や、交通空白地帯で運行されている停留所間隔が短いバス。近年では、地方 公共団体が高齢者・障害者などの交通弱者が気軽に出かけられるよう、低床 バスなどを導入して運行している例が多い。
コミュニティビジネス	市民が主体となって、地域の生活課題の解決をビジネスとして取り組み、コミュニティの再生と雇用や地域経済の活性化を同時に達成しようとする小規模なビジネス。介護、福祉、育児、家事支援、教育、環境保護等、様々な業種の取り組みがみられる。
【さ行】	
砂防	土砂の崩れ・流出・移動などを予防すること
三位一体改革	2002 年 7 月の財政経済諮問会議に示された分権財政改革案。まず国庫補助金を削減し、その財源を交付税と地方税に委譲する。
山林ボランティア	植林や枝打ちなど、山林管理に関するボランティア
シックハウス症候群	建築に使われる化学物質により、頭痛やめまい、不眠、鼻炎、不安感、倦怠感など様々な症状をおこす病気。
事務事業評価システム	行政が実施する事業について、事業費や実績等を踏まえて、その成果を経済性・効率性・有効性等の視点から客観的に評価しようとするもの。今後、行政経営改革を進めるための重要な方法のひとつとされている。
授産施設	生活保護法による保護施設の一種。就業能力の限られている要保護者に対して必要な技能を修得させ、就業の便宜を与える施設。
循環型社会	限りある資源の有効活用やゴミの減量化、再資源化などを図り、資源が循環することにより、限りなく廃棄物をゼロに近づけようとする社会。
新エネルギービジョン	太陽光や風力、バイオマスエネルギーなどの自然でクリーンなエネルギーの導入促進や省エネルギーの推進を図るために策定される構想。
親水空間	河川や池、湖沼等の水辺において、水と親しむことを主眼として整備された空間。
【た行】	
多自然型工法	環境共生型河川を参照
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担う社会。
地球温暖化	人の活動に伴う二酸化炭素などの温暖化効果ガスの大気中への放出に伴い、地表気温が上昇すること。
治山	植林などによって、山を整備し洪水などを防ぐこと。
地産地消	地域で採れた農産物を、その地域で消費する考え方。産地や生産者が見えることにより、地域で安心して食材として利用できる。
地籍調査	土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。土地の権利関係の明確化や土地取引の円滑化、行政の効率化に役立つ。
低床バス	バスの床を低くし、歩道との高低差をできるだけ無くすことにより、高齢者などが乗降しやすくしたバス。
電子自治体	質の高い行政サービスの提供、事務処理全般の見直しによる行政の簡素・効率化および透明化を目的に、自治体で情報化施策を推進すること。具体的には、申請・届出のオンライン化、電子入札、各種情報通信システムの構築など多様なメニューがある。

都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。
ドメスティック バイオレンス	家庭内暴力の中で、特に夫や恋人など親密な関係にある異性から受ける暴力をドメスティックバイオレンス（通称ＤＶ）という。相談窓口や一時避難所など被害者への対策が必要とされ、2001 年 10 月に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（ＤＶ防止法）」が施行された。
【な行】	
菜の花エコプロジェクト	地域内での資源循環を具体的なかたちで実現したプロジェクトとして、愛東町発で、全国に広がる活動。菜の花を栽培し観光資源として活用、収穫後に菜種油を搾油し、家庭、学校給食などで利用したのち、廃食油回収・BDF 精製システムに乗せ、公用車やバスの燃料として活用する。さらに、搾油の際に出る油カスを有機肥料として活用するというもので、菜の花を観光資源だけでなく休耕田の活用、学校の環境教育との連携、地域資源を活かした自然エネルギーなど多用な領域を網羅した総合的なプロジェクト
【は行】	
パートナーシップ	協働を参照
バイオマス	生物体を構成する有機物のこと。バイオマスエネルギーは、それを利用するエネルギーをさす。石油等の化石資源と異なり、燃焼しても大気中の二酸化 炭素のバランスを崩さない環境にやさしいエネルギーといえる。
バリアフリー	障壁を取り除くという意味。高齢者にとっては、ささいな段差などが生活に支障をきたすことがあり、このようなハード的な障害を取り除くことをいう。
ベンチャー企業	独創的な技術、製品、サービスの開発や経営システムの導入により、新規に市場を開拓し、成長していく企業。
ボランティア	非職業的な立場から社会問題への理解・共感をもとに、自分の意思により、市民主導で問題解決の活動に従事する人や行為をさす。
【ま行】	
まちづくり機関（ＴＭＯ）	中心市街地活性化法に基づき、衰退する中心市街地の商業活動を活性化させるため、その活動を総合的に企画・調整して実現を図り、まちづくりを運営・管理する機関。
まちづくり条例	自治体が、市民の合意や協力を得ながら、良好なまちづくりを進めていくことを目的として策定する条例。まちによって条例の内容は異なるが、まちづくりの理念、まちづくり区域の設定、開発の規制と誘導、まちづくり協議組織の設置、協議組織への財政的・技術的支援、計画策定の手続きなどを定めている。
ユニバーサルデザイン	障害者や健常者、高齢者などの区別なしに、誰もが利用しやすいデザインを最初から取り入れていこうとする考え方。都市施設や建築物だけでなく、食器や文具などの日常生活品のデザインも含まれる。
【ら行】	
ライフスタイル	人それぞれの価値観から生み出された、生活や行動様式。
リサイクル	資源を再生利用、再生すること
リユース	リサイクルの一つで、ものを再使用すること。
【アルファベット略語】	
ＣＡＴＶ	ケーブルテレビを参照

ＩＰ電話	Internet Protocol telephony。IP（インターネット・プロトコル）を介して提供される電話サービスのこと。
ＩＴ	Information Technology。情報技術、情報通信分野を広くとらえて用いる語。コンピューターやインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術などをいう。
ＮＰＯ	Non Profit Organization。民間非営利組織。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体の総称。

財政計画にかかる用語の説明

【あ行】	
維持補修費	公共施設等を維持するための必要となる修繕費等の経費をいう。ただし、増改築など大掛かりな経費は、投資的経費に含まれる。
【か行】	
各種交付金	各種交付金等には、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金がある。 ○利子割交付金・・・利子所得に対する 20%の利子税が、国 15%、県 5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた 5 分の 3 が市町村に交付される。 ○地方消費税交付金・・・消費税 5%のうち 1%が地方消費税で都道府県が課税し、その 50%が人口と、市町村内の従業員数で按分され交付される。 ○ゴルフ場利用税交付金・・・ゴルフ場の規模、利用料金等を基準として課税され、利用税の 70%はゴルフ場が所在する市町村に交付される。 ○自動車取得税交付金・・・自動車取得税に 95%を乗じて得た額の 70%が、市町村道の延長及び面積により按分され交付される。 ○地方特例交付金・・・恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から支出される交付金。 ○交通安全対策特別交付金・・・交通反則金等収入から事務費等を控除した額が、過去の死傷を伴う交通事故発生件数及び人口集中地区人口により按分され交付される。
寄付金	市町に対して、無償で譲渡される金銭をいう。
繰入金	他の会計や基金から繰り入れられる資金をいい、歳入に不足を生じる場合においては、財政調整基金の取崩しを行って繰り入れるなどして、弾力的な財源調整を行う。
繰越金	決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいう。
繰出金	国民健康保険や介護保険などの特別会計や基金へ繰り出す経費をいう。
公債費	公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、借り受けた地方債の元金および利子の償還額をいう。
国庫支出金・県支出金	義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励するために、国・県から市町村に交付される負担金や補助金などをいう。
【さ行】	
財産収入	市町が所有する財産に係る貸し付け、交換、売払いによって生ずる現金収入や、基金等の預貯金の利息収入がある。
使用料・手数料	使用料とは、体育館や文化ホールなどの施設を使用した場合などに徴収するもので、手数料とは、住民票や印鑑登録証明などの発行の際に要する経費など、提供するサービスに対して、その費用の償うため徴収するもの。

諸収入	他の歳入科目に分類されない収入をいい、銀行を経由して中小企業者に貸し付けている貸付金の元利収入や税等の延滞金などがある。
人件費	人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済負担金、退職金などがある。
【た行】	
地方交付税	地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べて、地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために、国にいったん集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となる。 各自治体の基準財政需要額（妥当な水準で行政を行うために必要な経費）と基準財政収入額（税等をどの程度確保できるか試算した額）を算定し、財源不足がある自治体は普通交付税として財源が補てんされる。 基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額→地方交付税（普通交付税） 基準財政需要額 基準財政収入額　財源不足 また、特別交付税は普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付されるもので、例として災害など突発的で全国的に影響が大きいものが対象とされる
地方債	公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、資金を借り受ける借入金をいう。また、国が政策的に行う減税等による税の減収の補てんや、 地方交付税の不足分を市町の借入金で補てんする地方債もある。
地方譲与税	国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。
地方税	地方税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の普通税と、入湯税、都市計画税の目的税がある。
地方譲与税	国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。
積立金	財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、積み立てる金銭をいう。
投資・出資・貸付金	投資及び出資金とは、契約等に基づき、公益法人等に対し市町が出資する経費をいい、貸付金とは、条例により団体や個人に貸し付けた経費をいう。
投資的経費	道路、学校、庁舎など施設の新増設等の建設事業や、災害復旧のための経費をいう。
【は行】	
扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に基づき、現金または物品の別を問わず直接支給される経費をいう。
物件費	物件費とは、消耗品費、通信費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など、消費的性質の経費をいう。
分担金・負担金	集落内整備事業などの事業に要する経費の全部または、一部をその事業の受益に応じて負担いただくもの。
補助費	各種団体等への負担金や補助金等が含まる。東近江行政組合や愛知郡広域行政組合などの一部事務組合に対する負担金も含まれる。

財　政　推　計

財政計画（素案）補足資料

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会

財政推計について

1：基本的な考え方

・この財政推計は、新市の財政計画を作成する上での参考資料とするものです。

・推計にあたっては、歳入・歳出それぞれ各科目ごとに現況及び過去の実績等を考慮しながら、積算基本根拠に基づき作成しています。

・積算基本根拠は、今後の社会経済情勢の変化や国・県の動向など不確定要素が多いことから、推計結果と将来の財政状況に格差が生じる可能性があります。

・積算基本根拠には、協議会で未調整の項目も含まれますが、財政推計を作成する上での仮定であり、今後の協議会の調整を束縛するもではありません。

2：積算基本根拠

①推計期間

建設計画における財政計画は合併後10年間でありますが、合併後15年間を推計期間としています。

②作成方法

1）財政推計は、普通会計を対象として作成しています。

2）平成11～14年度決算額および平成15年度決算見込額を基礎に推計をしています。

3）国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考に将来人口を設定し、各科目に反映しています。

4）歳入・歳出それぞれ各科目については、別表に基づき設定しています。

5）上記の科目設定に基づき、単独推計（各市町の現況を合算し推計した将来収支見込）を基に、合併推計（合併した場合）を作成しています。

別表

財政推計積算根拠（歳入）

科目			設定方法 合併推計	設定方法 単独推計	備考
地方税	市町民税				
		個人市町民税(均等割)	・各年の納税義務者数×2,500円	・各年の納税義務者数×2,000円	納税義務者数は、平成14年7月1日時点における住民基本台帳人口に対する納税義務者数の割合に、各年の推計人口を乗じて推計。
		個人市町民税(所得割)	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を平成12年国調の生産年齢人口(15～64歳)で割った数値に、各年の生産年齢人口を乗じて推計。	・同左	
		法人市町民税	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	
	固定資産税		・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	特別土地保有税は、軽自動車税・たばこ税の欄に含んでいます。ただし、特別土地保有税は平成15年度以降除外しています。
	軽自動車税・たばこ税				
	入湯税				
	都市計画税		・平成21年度まで単独推計の値とし、平成22年度以降は除外。	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
地方譲与税			・平成11～14年度決算額の4ヵ年平均額を基準に平成15年度制度改正を勘案した額を固定	・同左	
各種交付金等			・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定 ただし、利子割交付金のみ平成11年度額を固定	・同左	利子割交付金 (78百万円) 地方消費税交付金 (650百万円) ゴルフ場利用税交付金 (2百万円) 自動車取得税交付金 (200百万円) 地方特例交付金 (368百万円) 交通安全対策特別交付金 (12百万円) ※カッコ内は平成17年度以降の内訳。
地方交付税	普通交付税				
		通常分	・平成17～31年度までは合併算定替に基づき推計 ・平成17～26年度までは各年度の単独推計額を計上し、平成27～31年度までは、新市における本来の普通交付税額（一本算定）まで逓減する。 ・各年度4町分の市制移行に伴う生活保護費算入額を増額	・平成15年度算定額をベースに、人口推計等を基に算出 ・臨時財政対策債は、平成16年度以降普通交付税として取り扱う。 ・制度改正による削減を考慮し、上記算定額に対して、年率2.5%ずつ削減（平成26年度まで）	
		臨時財政対策債償還分	・平成13～15年度借入分の臨時財政対策債の償還金に係る普通交付税措置額を推計	・同左	
		合併特例債償還分	・合併特例債の償還条件に基づく各年の元利償還金の70%を普通交付税に増額		
		合併補正	・合併直後の臨時的経費に対して交付される。 5年間均等 年額170,383千円		(1億円+5千円×合併後人口77,362人)×(1＋(合併関係市町村数5-2)/4)=851,918千円
	特別交付税				
		通常分	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を基に、制度改正による削減を考慮し、年率2.5%ずつ削減（平成26年度まで削減し、平成27年度以降は平成26年度数値を固定）	・同左	
		包括的支援分	・合併を機に行われる新たなまちづくりの財政需要に的確に対応するため交付される包括的な財政措置 総額798,066千円 1年目：50% 2年目：30% 3年目：20%		(4億円＋4千円×（合併後人口77,362人－旧市町村人口のうち最大のもの44,351人(八日市)）×補正係1.5＝798,066千円

科目		設定方法		備考
		合併推計	単独推計	
国庫支出金				
	通常分	・平成11～15年度決算・決算見込額を基準に推計 ・普通建設事業および生活保護費以外の部分は、年率2.0%ずつ削減（平成26年度まで削減し、平成27年度以降は平成26年度数値を固定） ・普通建設事業分は事業費に合わせて変動 ・生活保護費分は、生活保護費に係る扶助費の4分の3が交付されるとして推計	・同左	
	合併補助金分	・新市まちづくり計画に基づいて行う事業に要する経費に対して、交付される補助金（平成17～19年度） 総額570,000千円　3年間均等　190,000千円		人口5万人以下：50,000千円（1市1町） 人口1万人以下：30,000千円（3町） （50百万円×2団体）+（30百万円×3団体）
県支出金				
	通常分	・平成11～15年度決算・決算見込額を基準に推計 ・普通建設事業費以外の部分は、年率2.0%ずつ削減（平成26年度まで削減し、平成27年度以降は平成26年度数値を固定） ・普通建設事業分は事業費に合わせて変動	・同左	
	合併支援特例交付金分	・滋賀県市町村合併支援特例交付金（平成17～21年度） 総額500,000千円　5年間均等　100,000千円		
分担金・負担金		・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	
使用料・手数料				
財産収入		・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額に合併特例債に係る新市まちづくり基金（仮称）の運用益を加え計上	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
寄附金		・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	
繰入金		・退職金が単年度5億円を超える年は、その差額を退職手当基金から繰り入れる。 ・年度間の財政調整のための基金や投資的経費等に充当する基金について、必要年度に所要額を繰り入れる。	・除外する	
繰越金		・前年度収支差額を計上	・除外する	
諸収入		・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	
地方債	通常分	・各年の普通建設事業費の財源として見込んだ額を計上 ・減税補てん債については平成14年度許可額を平成16年度以降固定して推計	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定 ・減税補てん債については平成14年度許可額を平成16年度以降固定して推計	償還条件は、金利2.0%、償還期間20年（措置3年）、元利均等償還とする。
	合併特例債分	・合併特例債対象事業費の95%を起債とする。 上限額　建設分：約317.5億円　基金分：約31.6億円		償還条件は、金利2.0%、償還期間15年（措置3年）、元利均等償還とする。

財政推計積算根拠（歳出）

科目		設定方法		備考
		合併推計	単独推計	
人件費	議員報酬手当	・議員定数は、以下のとおり設定 平成17年10月末まで(17年度7ヶ月)：72人 平成17年11月から　(17年度5ヶ月、18年度以降)：24人	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
	委員等報酬	・行政委員会については、その定数を八日市市の例によることとし、平成14年度支給実績額で推計 ・ただし、農業委員会については、上限の39人まで削減されるとして設定 ・その他の委員等については、個別推計値で固定	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
	特別職給与	・4役の給与は、八日市市における平成14年度決算額を固定	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
	職員給	・類似団体を参考に、766人（平成15年4月）から、平成31年度までの合併後15年間で120人程度削減することを目標とした。 ・平成14年度決算額を基礎とし、各年ごとに退職者の給与総額と新規採用者の給与総額の差額を減額し算出した。 ・定期昇給分として各年1.5%の伸びを見込む。	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
	共済組合等負担金	・議員、特別職、職員ごとの負担金単価に各年の議員数、特別職数、職員数を乗じて推計 ・負担金単価は平成14年度決算における八日市市の単価を用いて推計	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
	退職金 （退職手当組合負担金）	・4町については、合併後、滋賀県市町村職員退職手当組合から脱退することとし、各年度の退職者数に、平均退職金を乗じて推計 ・なお、単年度5億円を超える年は、その差額を退職手当基金から繰り入れ、単年度5億円を下回る年は、その差額を退職手当基金に積み立てをおこなう。	・八日市市を除く4町は、滋賀県市町村職員退職手当組合に加入していることから、4町分については、平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定。 ・八日市市は、市単独で退職金を支出していることから、実退職者の見込みにより推計し、4町分と合算。	
	その他	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	
物件費		・類似団体における人口一人当たりの歳出額を参考に歳出削減率を設定 ・この削減の達成時期は合併後15年後（平成31年度）とした。 ・合併後の臨時的経費については、特別交付税、国・県支出金において臨時的に措置される総額と同額が支出されるとして推計	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を平成12年国勢調査人口で割った人口一人当たりの額に各年の推計人口を乗じて推計	
維持補修費		・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	
扶助費		・平成15年度決算見込額を平成15年度推計人口で割った人口一人当たり決算額に各年の推計人口を乗じて推計 ・生活保護費分として、平成14年度実績を平成14年度推計人口で割った人口一人当たりの決算額に、各年度の推計人口を乗じて推計し上乗せする。	・同左（ただし、生活保護費分については八日市市分の平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を平成12年国勢調査人口で割った人口一人当たりの額に各年の推計人口を乗じて推計）	
補助費等		・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定 ・ただし、一部事務組合分については、将来の所要の額を見込む。	・同左	

科　　目	設　定　方　法		備　　考
	合　併　推　計	単　独　推　計	
投資的経費			
通常分	・新市まちづくり計画に基づく主要な経費及びその他の普通建設事業を見込む。	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	
合併特例債事業分	・新市まちづくり計画に基づき、必要年度に対象事業経費を計上		標準全体事業費 180億円×(合併後人口77,362人÷10万人×0.714+0.286)×(増加人口33,011人÷1万人×0.167+0.833)×1.6＝33,423,395千円（このうち95%が特例債充当可能）
公債費			
通常分	・平成14年度以前起債分は、各市町の償還計画に基づく実額 ・平成15年度以降起債分は、歳入の地方債の額の償還額を推計 ・平成7、8年度借入減税補てん債分は、平成16年度に全額借り換えし償還額を推計	・同左	
合併特例債分	・合併特例債の償還計画に基づく額		
積立金	・各年度の余剰額を積み立てる。 ・退職金が単年度5億円を下回る年は、その差額を退職手当基金に積み立てをおこなう。 合併特例債を活用した新市まちづくり基金（仮称）造成分として、平成17年度に一括して ・3,325,000千円を積み立てる。	・平成15年度以降当該年度の収支にかかわらず積み立ては行わない。	標準基金規模 3億円×(合併市町村数5)＋(1万人×増加人口33,011人)＋(5千円×合併後人口77,362人)＝2,216,920千円 上限の目安1.5倍＝3,325,380千円（このうち95%が特例債充当可能）
投資・出資・貸付金	・平成11～15年度決算・決算見込額の5ヵ年平均額を固定	・同左	
繰出金	・平成12～15年度決算見込の4ヵ年平均額を基に平成12年国調人口一人当たり決算額（老人福祉費分については、65歳以上推計人口）に各年度の推計人口を乗じて推計	・同左	

合併による将来財政予測

● 特別職等の減少

■　合併することにより、市町長などの特別職や議員数が削減されるとともに、職員についても約 16%程度少ない人員で行政運営が可能となることが予想されます。

　なお、職員数の抑制については、同程度の規模の自治体職員数への移行を想定していますが、新市の組織・機構を基に適正な人員配置を検討し、早期に目標を達成するように努めます。

	合併前	合併後
特別職	20 人	4 人
議　員	72 人	24 人
職　員	766 人	642 人

※合併後の職員数は平成 31 年度の目標人数です。

● 人件費の削減（職員給）

■　現在の職員数よりも少ない人数で運営することが可能となることにより、平成 26 年時点で年間約 6 億円の削減効果が期待できます。

◎予測方法（人件費のうち職員給）
◇合併しなかった場合
　上記合併前の職員の人数がそのまま継続すると仮定しています。
◇合併した場合
　上記合併後の職員の人数に向けて削減すると仮定しています。

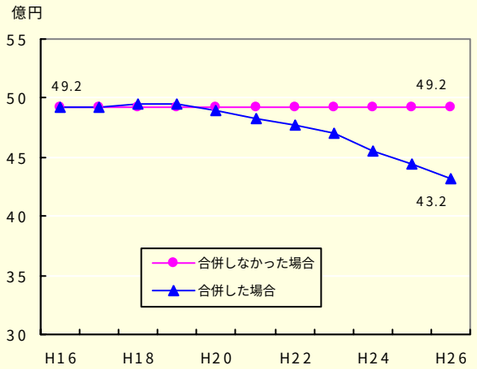

● 物件費の削減

■　合併当初は、電算システムの統合等臨時的な経費が支出されますが、行政運営については、効率化を図ることができることから、平成 26 年時点で年間約 5.6 億円の削減効果が期待できます。

※物件費は、消耗品や備品の購入費、電気等の光熱水費などが含まれます。合併をした場合は、同程度の規模の自治体の物件費への移行を想定しています。

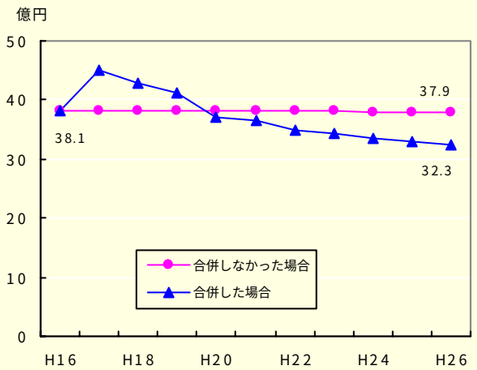

● 投資的経費の推移

■　道路や施設等の建設費である投資的経費においては、合併を行った場合は、合併特例債を活用し、新市まちづくり計画にもとづく新たなまちづくり事業が可能となります。

　新市の一体性の確保や均衡ある発展を早期に実現するため、合併後 5 年間で集中的に投資を行うこととしています。

※比較を容易にするため、合併しなかった場合は、各市町の個別事情は除外して、過去 5 年間の水準を維持した場合を想定しています。

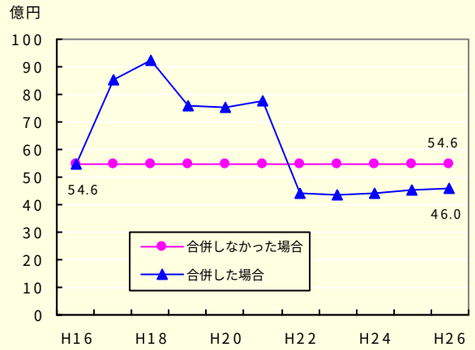

☆合併特例債は、合併後 10 年間に限り借入でき、事業費のうち 95%分の借入れが可能で、その償還金の 70%が普通交付税として毎年交付されます。

● 公債費の推移

■　市町の借入金の償還金を表す公債費は、合併をした場合には、新市まちづくり計画にもとづく新たなまちづくり事業を行う際、上記の合併特例債を活用した財政運営を行いますので、公債費は増加すると考えられます。

※比較を容易にするため、合併しなかった場合は、投資的経費について各市町の個別事情は除外して、過去 5 年間の水準を維持した場合を想定し、それに基づいて発行した地方債の償還を見込んでいます。

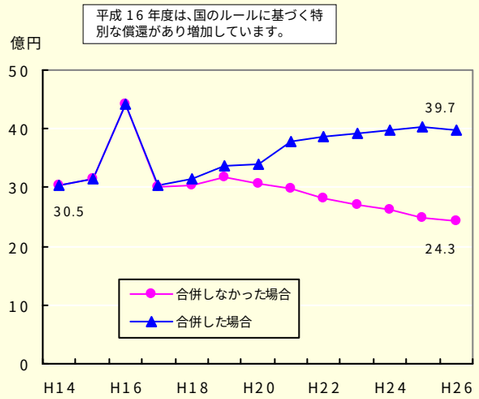

● 地方交付税の推移

■　合併を行った場合には、合併直後に必要となる臨時的な経費に対して地方交付税が増額されます。

　また、上記の合併特例債の償還金に対する普通交付税が交付されることから、増加します。

☆地方交付税は標準的な行政を運営していくために、所得税など国が徴収した税金の中から、市の財政状況に応じて交付されるお金です。合併をした場合は、合併前の旧市町が存在するものとみなして計算された交付税額が合併後 10 年間保証されます。その後、5 年間で合併後の本来の水準まで段階的に引き下げられます。

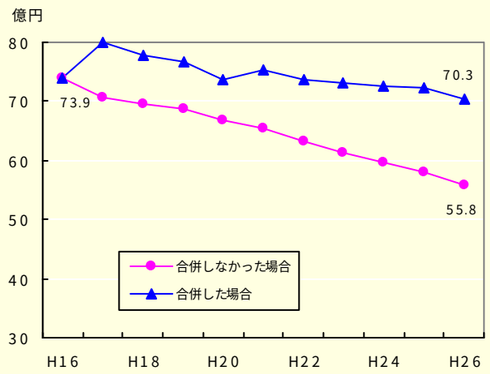

合併推計

財　政　推　計(合併推計)

(単位:百万円)

		H14 2002年度 (実績)	H15 2003年度	H16 2004年度	H17 2005年度 1年目	H18 2006年度 2年目	H19 2007年度 3年目	H20 2008年度 4年目	H21 2009年度 5年目	H22 2010年度 6年目	H23 2011年度 7年目	H24 2012年度 8年目	H25 2013年度 9年目	H26 2014年度 10年目	H27 2015年度 11年目	H28 2016年度 12年目	H29 2017年度 13年目	H30 2018年度 14年目	H31 2019年度 15年目
歳入	地方税	11,048	10,495	11,751	11,756	11,763	11,757	11,751	11,745	11,451	11,434	11,416	11,398	11,380	11,361	11,349	11,337	11,325	11,312
	個人市町民税(均等割)	54	53	55	55	69	69	69	69	69	69	69	69	69	68	68	68	68	68
	個人市町民税(所得割)	2,639	2,493	2,730	2,735	2,728	2,722	2,716	2,710	2,703	2,686	2,668	2,650	2,632	2,614	2,602	2,590	2,578	2,565
	法人市町民税	950	1,058	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696
	固定資産税	6,502	6,002	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376
	軽自動車税・たばこ税	599	603	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598
	入湯税	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	都市計画税	295	277	287	287	287	287	287	287	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	地方譲与税	275	283	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
	各種交付金等	1,281	1,146	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
	地方交付税	6,377	6,797	7,393	7,993	7,773	7,666	7,381	7,542	7,355	7,310	7,270	7,233	7,027	6,895	6,754	6,630	6,516	6,405
	普通交付税	5,021	5,472	6,026	6,261	6,235	6,239	6,146	6,338	6,181	6,165	6,154	6,145	5,966	5,834	5,693	5,569	5,455	5,344
	(通常分)	5,021	5,472	5,978	6,010	5,858	5,713	5,581	5,429	5,262	5,096	4,939	4,783	4,592	4,438	4,279	4,138	4,007	3,896
	(臨時財政対策債償還分)	------	------	48	81	138	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242
	(特例債償還分:建設)	------	------	------	------	32	70	109	289	469	619	765	912	924	946	964	981	998	998
	(特例債償還分:基金)	------	------	------	------	37	44	44	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208	208
	(合併補正)	------	------	------	170	170	170	170	170	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	特別交付税	1,356	1,325	1,367	1,732	1,538	1,427	1,235	1,204	1,174	1,145	1,116	1,088	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061
	(通常分)	1,356	1,325	1,367	1,333	1,299	1,267	1,235	1,204	1,174	1,145	1,116	1,088	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061
	(包括的支援分)	------	------	------	399	239	160	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	国庫支出金	1,678	2,347	1,857	3,455	3,402	3,145	2,718	2,651	1,885	1,849	1,828	1,812	1,794	1,635	1,636	1,635	1,643	1,672
	(通常分)	1,678	2,347	1,857	3,265	3,212	2,955	2,718	2,651	1,885	1,849	1,828	1,812	1,794	1,635	1,636	1,635	1,643	1,672
	(合併市町村補助金)	------	------	------	190	190	190	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	県支出金	1,827	2,198	2,062	2,073	2,294	1,880	1,980	1,972	1,726	1,697	1,679	1,677	1,669	1,659	1,665	1,667	1,694	1,779
	(通常分)	1,827	2,198	2,062	1,973	2,194	1,780	1,880	1,872	1,726	1,697	1,679	1,677	1,669	1,659	1,665	1,667	1,694	1,779
	(合併支援特例交付金)	------	------	------	100	100	100	100	100	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	分担金・負担金	368	345	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358
	使用料・手数料	604	642	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595
	財産収入	243	141	112	112	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
	寄附金	34	92	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	繰入金	1,365	1,848	------	0	0	64	86	15	116	378	213	258	473	407	128	150	439	267
	繰越金	972	789	629	138	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	諸収入	926	952	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846
	地方債	2,844	4,075	2,801	7,313	4,518	3,659	3,690	4,014	1,900	1,883	1,888	1,928	1,954	1,509	1,521	1,526	1,581	1,757
	(通常債)	2,844	4,075	2,801	1,420	1,783	924	955	1,279	1,567	1,550	1,555	1,595	1,621	1,509	1,521	1,526	1,581	1,757
	(合併特例債:建設)	------	------	------	2,735	2,735	2,735	2,735	2,735	333	333	333	333	333	------	------	------	------	------
	(合併特例債:基金)	------	------	------	3,158	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	合　　計	**29,842**	**32,150**	**30,041**	**36,276**	**33,300**	**31,721**	**31,156**	**31,489**	**27,983**	**28,101**	**27,844**	**27,856**	**27,847**	**27,016**	**26,603**	**26,495**	**26,748**	**26,742**
					36,276	33,300	31,721	31,156	31,489	27,983	28,101	27,844	27,856	27,847	27,016	26,603	26,495	26,748	26,742
歳出	人件費	6,831	6,953	6,896	6,370	6,416	6,637	6,590	6,449	6,497	6,678	6,342	6,266	6,350	6,085	5,608	5,536	5,721	5,360
	議員報酬手当	266	276	271	297	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
	委員等報酬	146	157	157	139	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138
	特別職給与	198	218	206	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
	職員給	4,823	5,013	4,921	4,917	4,953	4,952	4,890	4,826	4,778	4,703	4,547	4,436	4,315	4,131	3,950	3,860	3,761	3,584
	共済組合等負担金	795	833	798	753	740	737	730	724	719	713	698	688	678	663	646	642	637	625
	退職金	536	395	481	155	339	564	586	515	616	878	713	758	973	907	628	650	939	767
	その他	67	61	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
	物件費	3,900	4,020	3,813	4,501	4,277	4,133	3,719	3,655	3,490	3,426	3,362	3,297	3,233	3,169	3,104	3,040	2,976	2,911
	維持補修費	91	105	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
	扶助費	2,005	2,266	2,218	2,393	2,396	2,399	2,402	2,405	2,408	2,407	2,405	2,404	2,402	2,400	2,395	2,389	2,384	2,379
	補助費等	4,501	4,040	3,948	4,090	4,119	4,183	4,291	4,234	4,068	4,049	4,079	4,034	3,975	3,970	4,056	4,048	4,070	3,953
	投資的経費	5,131	7,774	5,457	8,546	9,234	7,584	7,540	7,748	4,432	4,380	4,398	4,518	4,597	4,205	4,242	4,255	4,425	4,966
	(通常分)	5,131	7,774	5,457	5,046	5,734	4,084	4,040	4,248	3,932	3,880	3,898	4,018	4,097	4,205	4,242	4,255	4,425	4,966
	(合併特例債事業分)	------	------	------	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	500	500	500	500	500	------	------	------	------	------
	公債費	3,051	3,159	4,432	3,040	3,147	3,360	3,386	3,786	3,860	3,911	3,986	4,043	3,974	3,849	3,852	3,873	3,810	3,802
	(通常分)	3,051	3,159	4,432	3,040	3,048	3,197	3,168	3,076	2,893	2,730	2,596	2,443	2,357	2,201	2,178	2,174	2,087	2,079
	(合併特例債:建設)	------	------	------	0	46	100	155	413	670	884	1,093	1,303	1,320	1,351	1,377	1,402	1,426	1,426
	(合併特例債:基金)	------	------	------	0	53	63	63	297	297	297	297	297	297	297	297	297	297	297
	積立金	550	131	0	4,186	545	244	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	投資・出資・貸付金	264	132	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224
	繰出金	2,729	2,941	2,797	2,808	2,824	2,839	2,855	2,870	2,886	2,908	2,930	2,952	2,974	2,996	3,004	3,012	3,020	3,029
	合　　計	**29,053**	**31,521**	**29,903**	**36,276**	**33,300**	**31,721**	**31,156**	**31,489**	**27,983**	**28,101**	**27,844**	**27,856**	**27,847**	**27,016**	**26,603**	**26,495**	**26,748**	**26,742**
		0	0	0	35,760	32,916	31,477	31,125	31,488	27,983	28,100	27,842	27,856	27,846	27,015	26,602	26,495	26,748	26,742
歳入歳出差引額		**789**	**629**	**138**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**

単独推計

財　政　推　計(単独推計)

(単位:百万円)

		H14 2002年度 (実績)	H15 2003年度	H16 2004年度	H17 2005年度	H18 2006年度	H19 2007年度	H20 2008年度	H21 2009年度	H22 2010年度	H23 2011年度	H24 2012年度	H25 2013年度	H26 2014年度	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31 2019年度
歳入	地方税	11,048	10,495	11,751	11,756	11,749	11,743	11,737	11,731	11,724	11,707	11,689	11,671	11,653	11,635	11,623	11,611	11,598	11,586
	個人市町民税 (均等割)	54	53	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55	55
	個人市町民税 (所得割)	2,639	2,493	2,730	2,735	2,728	2,722	2,716	2,710	2,703	2,686	2,668	2,650	2,632	2,614	2,602	2,590	2,577	2,565
	法人市町民税	950	1,058	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696	1,696
	固定資産税	6,502	6,002	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376	6,376
	軽自動車税・たばこ税	599	603	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598	598
	入湯税	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	都市計画税	295	277	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287
	地方譲与税	275	283	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301	301
	各種交付金等	1,281	1,146	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
	地方交付税	6,377	6,797	7,393	7,066	6,944	6,881	6,693	6,518	6,330	6,144	5,966	5,790	5,579	5,493	5,454	5,419	5,373	5,338
	普通交付税	5,021	5,472	6,026	5,733	5,645	5,614	5,458	5,314	5,156	4,999	4,850	4,702	4,518	4,432	4,393	4,358	4,312	4,277
	(通常分)	5,021	5,472	5,978	5,652	5,507	5,372	5,216	5,072	4,914	4,757	4,608	4,460	4,276	4,190	4,151	4,116	4,070	4,035
	(臨時財政対策債償還分)	------	------	48	81	138	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242
	(特例債償還分:建設)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	(特例債償還分:基金)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	(合併補正)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	特別交付税	1,356	1,325	1,367	1,333	1,299	1,267	1,235	1,204	1,174	1,145	1,116	1,088	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061
	(通常分)	1,356	1,325	1,367	1,333	1,299	1,267	1,235	1,204	1,174	1,145	1,116	1,088	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061	1,061
	(包括的支援分)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	国庫支出金	1,678	2,347	1,857	1,833	1,808	1,785	1,762	1,739	1,717	1,694	1,672	1,651	1,630	1,630	1,630	1,629	1,629	1,629
	(通常分)	1,678	2,347	1,857	1,833	1,808	1,785	1,762	1,739	1,717	1,694	1,672	1,651	1,630	1,630	1,630	1,629	1,629	1,629
	(合併市町村補助金)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	県支出金	1,827	2,198	2,062	2,038	2,014	1,991	1,968	1,946	1,924	1,902	1,881	1,861	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840
	(通常分)	1,827	2,198	2,062	2,038	2,014	1,991	1,968	1,946	1,924	1,902	1,881	1,861	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840	1,840
	(合併支援特例交付金)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	分担金・負担金	368	345	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358
	使用料・手数料	604	642	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595	595
	財産収入	243	141	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112	112
	寄附金	34	92	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	繰入金	1,365	1,848	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	繰越金	972	789	629	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	諸収入	926	952	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846	846
	地方債	2,844	4,075	2,801	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
	(通常債)	2,844	4,075	2,801	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
	(合併特例債:建設)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	(合併特例債:基金)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	合　　計	**29,842**	**32,150**	**30,041**	**28,021**	**27,843**	**27,728**	**27,488**	**27,262**	**27,023**	**26,775**	**26,536**	**26,301**	**26,030**	**25,926**	**25,875**	**25,827**	**25,768**	**25,721**
歳出	人件費	6,831	6,953	6,896	6,745	6,829	7,012	6,938	6,956	7,056	7,275	7,047	7,053	7,145	7,012	7,044	6,879	7,137	7,101
	議員報酬手当	266	276	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271	271
	委員等報酬	146	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157	157
	特別職給与	198	218	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206
	職員給	4,823	5,013	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921	4,921
	共済組合等負担金	795	833	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798	798
	退職金	536	395	481	330	414	597	523	541	641	860	632	638	730	597	629	464	722	686
	その他	67	61	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
	物件費	3,900	4,020	3,813	3,812	3,813	3,814	3,814	3,815	3,816	3,810	3,803	3,797	3,791	3,785	3,773	3,762	3,750	3,739
	維持補修費	91	105	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
	扶助費	2,005	2,266	2,218	2,225	2,229	2,232	2,236	2,240	2,243	2,242	2,241	2,240	2,239	2,239	2,234	2,230	2,225	2,221
	補助費等	4,501	4,040	3,948	4,090	4,119	4,183	4,291	4,234	4,068	4,049	4,079	4,034	3,975	3,970	4,056	4,048	4,070	3,953
	投資的経費	5,131	7,774	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457
	(通常分)	5,131	7,774	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457	5,457
	(合併特例債事業分)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	公債費	3,051	3,159	4,432	3,018	3,028	3,178	3,054	2,997	2,825	2,709	2,621	2,497	2,426	2,284	2,277	2,288	2,214	2,224
	(通常分)	3,051	3,159	4,432	3,018	3,028	3,178	3,054	2,997	2,825	2,709	2,621	2,497	2,426	2,284	2,277	2,288	2,214	2,224
	(合併特例債:建設)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	(合併特例債:基金)	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	積立金	550	131	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------
	投資・出資・貸付金	264	132	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224
	繰出金	2,729	2,941	2,797	2,808	2,824	2,839	2,855	2,870	2,886	2,908	2,930	2,952	2,974	2,996	3,004	3,012	3,020	3,029
	合　　計	**29,053**	**31,521**	**29,903**	**28,497**	**28,641**	**29,057**	**28,987**	**28,911**	**28,693**	**28,792**	**28,520**	**28,372**	**28,349**	**28,085**	**28,187**	**28,018**	**28,215**	**28,066**
	歳入歳出差引額	**789**	**629**	**138**	**△476**	**△798**	**△1,329**	**△1,499**	**△1,649**	**△1,670**	**△2,017**	**△1,984**	**△2,071**	**△2,319**	**△2,159**	**△2,312**	**△2,191**	**△2,447**	**△2,345**

用語の解説

歳入

●地方税

地方税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の普通税と、入湯税、都市計画税の目的税があります。

（普通税）

市町村民税は、個人と法人に区分され、均等割と所得割（法人税割）によって課税されます。固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分され課税されます。軽自動車税は、軽自動車や原動機付自転車などに課税されます。たばこ税は、市町内で消費されるたばこの消費量に合わせて課税されます。

（目的税）

入湯税は、観光の振興のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対して課税されます。都市計画税は、都市計画事業等のための費用にあてるために設けられた目的税で、都市計画区域内の土地および家屋の所有者に対して課税されます。

●地方譲与税

国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

●各種交付金等

各種交付金等には、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金があります。

○利子割交付金・・・・・・利子所得に対する 20%の利子税が、国 15%、県 5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた 5 分の 3 が市町村に交付されます。

○地方消費税交付金・・・・・消費税 5%のうち 1%が地方消費税で都道府県が課税し、その 50%が人口と、市町村内の従業員数で按分され交付されます。

○ゴルフ場利用税交付金・・・ゴルフ場の規模、利用料金等を基準として課税され、利用税の 70%はゴルフ場が所在する市町村に交付されます。

○自動車取得税交付金・・・・自動車取得税に 95%を乗じて得た額の 70%が、市町村道の延長及び面積により按分され交付されます。

○地方特例交付金・・・・・・恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から交付されます。

○交通安全対策特別交付金・・交通反則金等収入から事務費等を控除した額が、過去の死傷を伴う交通事故発生件数及び人口集中地区人口により按分され交付されます。

●地方交付税

地域によって地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べて、地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために、国にいったん集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となります。

各自治体の基準財政需要額（妥当な水準で行政を行うために必要な経費）と基準財政収入額（税等をどの程度確保できるか試算した額）を算定し、財源不足がある自治体は普通交付税として財源が補てんされます。

基準財政需要額　－　基準財政収入額　＝　財源不足額　→　地方交付税（普通交付税）

<table>
<tr><td colspan="2">基準財政需要額</td></tr>
<tr><td>基準財政収入額</td><td>財源不足</td></tr>
</table>

また、特別交付税は普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付されるものです。例として災害など突発的で全国的に影響が大きいものが対象とされます。

●国・県支出金

義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励するために、国・県から市町村に交付される負担金や補助金などをいいます。

●分担金・負担金

集落内整備事業などの事業に要する経費の全部または、一部をその事業の受益に応じて負担いただくものです。

●使用料・手数料

使用料とは、体育館や文化ホールなどの施設を使用した場合などに徴収するもので、手数料とは、住民票や印鑑登録証明などの発行の際に要する経費など、提供するサービスに対して、その費用の償うため徴収するものです。

●財産収入

市町が所有する財産に係る貸し付け、交換、売払いによって生ずる現金収入や、基金等の預貯金の利息収入があります。

●寄附金

市町に対して、無償で譲渡される金銭をいいます。

●繰入金

他の会計や基金から繰り入れられる資金をいい、歳入に不足を生じる場合においては、財政調整基金から繰り入れるなどして弾力的な財源の調整を行います。

●繰越金

繰越金とは、決算上の剰余金で翌年度の歳入に編入された金額をいいます。

●諸収入

諸収入とは、他の歳入科目に分類されない収入をいい、銀行を経由して中小企業者に貸し付けている貸付金の元利収入や税等の延滞金などがあります。

●地方債

地方債は、公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、資金を借り受ける借入金をいいます。また、国が政策的に行う減税等による税の減収の補てんや、地方交付税の不足分を市町の借入金で補てんする地方債もあります。

歳出

●人件費

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金などがあります。

●物件費

物件費とは、消耗品費、通信費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など、消費的性質の経費をいいます。

●維持補修費

公共施設等を維持するために必要となる修繕費等の経費をいいます。ただし、増改築など大掛かりな経費は、投資的経費に含まれます。

●扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等に基づき、現金または物品の別を問わず直接支給される経費をいいます。

●補助費等

各種団体等への負担金や補助金等が含まれます。東近江行政組合や愛知郡広域行政組合などの一部事務組合に対する負担金も含まれます。

●投資的経費

道路、学校、庁舎など施設の新増設等の建設事業や、災害復旧のための経費をいいます。

●公債費

公共施設等の建設事業や災害復旧事業などの執行にあたり、借り受けた地方債の元金および利子の償還額をいいます。

●積立金

財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、積み立てる金銭をいいます。

●投資・出資・貸付金

投資及び出資金とは、契約等に基づき、公益法人等に対し市町が出資する経費をいい、貸付金とは、条例により団体や個人に貸し付けた経費をいいます。

●繰出金

国民健康保険や介護保険などの特別会計や基金へ繰り出す経費をいいます。

国・県の財政支援制度の概要

①普通交付税の算定の特例（合併算定替）　【国】

合併後 10 年間は、合併しなかった場合の別々の市町が存在するものとみなして計算した交付税額が保証されます。その後、新市で本来の水準まで交付額が低下しますが、5 ヵ年度の激変緩和措置を設け、段階的に低下するものとされています。

②合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）　【国】

合併直後に必要となる臨時的な経費に対応するための財政措置。

交付金額＝(１億円＋５千円×合併後人口 77,362 人)×(１＋(合併関係市町村数５－２)/４)
(固定経費)　(合併後人口に応じた経費)　(合併関係市町村補正)
＝851,918 千円　よって年 170,383 千円（5 年間）

③特別交付税の措置（包括的支援分）　【国】

合併を機に行われる新たなまちづくりの財政需要に的確に対応するため交付される包括的な財政措置。

交付金額＝(4 億円＋4 千円×増加人口)×補正係数
＝798,066 千円
1 年目：50%　2年目：30%　3 年目：20%

増加人口…合併後人口 77,362 人－旧市町村人口のうち最大のもの 44,351 人(八日市)
補正係数…1.5(人口の増加程度に応じた係数)

④合併市町村補助金　【国】

新市まちづくり計画に基づく地域内の交流・連携、一体性の強化のために必要な事業であって、合併により付加的に必要となる事業として 3 ヵ年を限度として補助されます。

交付金額＝（50 百万円×２団体)+(30 百万円×3 団体)
＝190,000 千円（単年度）　総額 570,000 千円

人口 5 万人以下：50,000 千円（1 市 1 町）
人口 1 万人以下：30,000 千円（3 町）

⑤市町村合併支援特例交付金　【県】

合併に伴い発生する緊急の財政需要に対し、経費負担を軽減するとともに合併後の一体的なまちづくり等を支援するために交付されます。

交付金額　500,000 千円

⑥合併特例債　【国】

○新市まちづくり計画に基づいて行う次に掲げる事業のうち、特に必要と認められるものに要する経費について、合併特例債を活用することができます。

①合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業
②合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
③合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

標準全体事業費（事業費の上限）
180 億円×(合併後人口 77,362 人÷10 万人×0.714+0.286)×(増加人口 33,011 人÷1 万人×0.167+0.833)×1.6＝33,423,395 千円（このうち 95%が特例債充当可能）

○また、地域住民の連帯の強化または地域振興等に対する基金造成について、合併特例債を活用することができます。

標準基金規模（基金の上限）
3 億円×(合併市町村数 5)＋(1 万人×増加人口 33,011 人)＋(5 千円×合併後人口 77,362 人)＝2,216,920 千円
上限の目安 1.5 倍＝3,325,380 千円（このうち 95%が特例債充当可能）